

地方行政委員會議録第五十三号

昭和二十九年四月二十八日(水曜日)

午前十一時二十三分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事佐藤 親弘君

理事藤尾 弘吉君 理事吉田 重延君

理事鈴木 幹雄君 理事西村 力弥君

理事門司 亮君

生田 宏一君 尾関 義一君

熊谷 憲一君 西村 直己君

山本 友二君 床次 徳二君

藤田 義光君 阿部 五郎君

石村 英雄君 北山 愛郎君

伊藤幸太郎君 大石ヨシエ君

大矢 省三君 中井徳次郎君

松永 東君

出席國務大臣

國務大臣 小坂善太郎君

出席府縣委員

國家地方警察本部部長官 齋藤 昇君

國家地方警察本部次長 谷口 寛君

國家地方警察本部警視長 柴田 達夫君

國家地方警察本部警務長 (警務部長) 中川 黄治君

國家地方警察本部警務長 (刑事部長) 有松 昇君

委員外の出席者 専門員 長橋 茂男君

四月二十八日

委員木村武雄君辭任につき、その補

欠として熊谷憲一君が議長の名で

委員に選任された。

本日の會議に付した事件

警察法案(内閣提出第三二号)

警察法の施行に伴う関係法令の整理

に關する法律案(内閣提出第三二号)

○中井委員長 これより會議を開きま

す。警察法案及び警察法の施行に伴う関

係法令の整理に關する法律案の両案を

一括して議題とし、昨日に引続き第一

章総則に關して質疑をお進め願いま

す。西村君。

○西村(力)委員 ちよつと逐条審議か

らはずれるのですけれども、緊急を要

しますのでお尋ねしたいと思ひので

す。

それは今年の一月二日の宮城前事件

の問題で、明日また天皇誕生日で一般

参賀があると思ひますが、あの問題

が起きたときわれ／＼はまことに痛ま

しいことだ、遺憾なことであると思つ

て、当委員会としては／＼調査し

たのでございまして、新聞その他の

動きから見まして、何か国警と警視庁

との間で責任の所在が不明確である。

「委員長退席、加藤(精)委員長代

理着席」

こういうような立場をとられ、そう

いうことからこの國警を一体化する必

要があるというよりなりくつまで立て

られるような動きもあつたのですが、

われ／＼としてはその間の連絡がもつ

と密接であり妥当であればあつた事

件は発生しない、こう思つてその結論

も当委員会が出たわけなのでございま

すが、さしたつて明日の問題につい

ていかなる方針を立てられ、警視庁と

の間に連絡を立てられたか。そういう

連絡の状況あるいは計画というものに

ついて一応お知らせ願ひたいと思ひま

す。

○加藤(精)委員長代理 西村君に御注

意申し上げますが、理事会の決定によ

りまして逐条審議に入つておりますの

で、条文に従つて御質問を願ひます。

○西村(力)委員 何もことさらに逐条

に入るそのことを制限しようという意

図で言うのではなくて、この委員会と

してはこのたびの國會が再開された当

初から相當の努力をしてこの問題にタ

ツチしていただくのです。ですからその

われわれの努力というばかりではなく、

あつた事件を再度招かないというた

めに、どういふことをせられておるか

ということをお聞きするのはぜひ必要

だと思ひます。それで御質問申し上げ

ておるわけで、理事会の申合せをふ

いにするとか、あるいは制限すると

か、そういう意味でなく、率直にこの

点お話し願へば、ただそれだけの質問

で、これに關連して延ばすわけではな

いので、少しやらしてもらひたいと思

ひます。

○加藤(精)委員長代理 了解しまし

た。齋藤國警長官。

○齋藤(昇)政府委員 本年の二重橋事

件はまことに遺憾なこととございまし

て、当委員会におかれましては慎重に

御調査をなされた上われ／＼にも御警

告を賜つたのであります。皇宮警察本

部といたしましては、宮内庁及び警視

庁と緊密に連絡をはかりまして、この

たびの天皇誕生日における一般参賀の

行事といたしまして、再びあつた修

事を繰返さないように慎重に協議を遂

げまして、その結果陛下のお出ましに

なられます場所は、宮内庁の建物の

あのバルコニーではなくて、今度はあ

の豊明殿跡、今芝ふになつております

が、あの豊明殿跡に両陛下がお出まし

になるように計画をし、なお二重橋の

鉄橋の両側が木で若干腐朽のきみがあ

りましたので、これをコンクリートに

全部宮内庁で修築をせられました。従

つて通行し得る幅員が非常に広く相

なりましたので、その路路もなくなつた

のであります。警視庁におきましては

広場前における整理に十分留意をいた

しまして、一般参賀の人たちが少く

も八列以内の列で参入のできるよう

に、十分措置を講じてもらうことにい

たしたわけであります。皇宮警察側

におきましては宮内庁における一般参賀

者の整理というものにもさらに留意を

いたしますとともに、あるいは拡声

機の備えつけ、皇宮と警視庁との電話

の連絡方法等を十分配慮いたしまし

て、再びかようなことの繰返されない

ように準備を完了いたしました次第であ

ります。

○加藤(精)委員長代理 引続き逐条質

疑の通告者がございまして、順次質

疑をお願いいたします。西村力弥君。

○西村(力)委員 どうも前から各委

員から言われているように、こういう

人間を縛る法律で慎重を期さなければ

ならぬというときに、そういうぐあい

に一方的な運営をされることについて

はまことに遺憾しくござります。私

は、先ほど緊急な質問は一点だけにと

どめて終りにしてというのを言つた

のは、そのあと順序通り私が逐条審議

の質問を認めていただけたものだと思

つてやつておつた。ところが、一方的

な運営をされることになつて来ると遺

憾に思ふのですが、今許していただ

たのでこれからやろうと思ひます。

この法律の目的の第一条ですが、こ

れは前の警察法の前文がここに移つた

ということがあるのですが、根本的に

違ふ点は、「且つ、」というぐあいにや

つて、「能率的にその任務を遂行する

に足る警察」、ここにウェットがか

られて来ておるわけです。私のお聞き

したいのは、この能率的ということ

と、この前から政府側の答弁にある内

閣の責任の所在ということ、これがど

ういふ関連を持つかということなん

です。内閣の責任の所在を明確にしな

ければならぬということが、この法律を

改正する一番大きな理由としてあげら

れておるのであります。この法文

を見ますと、そこには能率的という

言葉に置きかえられておる。だから結

局この能率的にその任務を遂行する

ということと内閣の責任というものと

関連性を明確にしていただかなければ

ならない、かように思ふわけござい

ますが、その点について小坂大臣の御

答弁をお願い申し上げます。

○小坂國務大臣 このたび御審議をい

ただいておきます警察法におきましては、従来の警察法にございまするような前文という書き方をやめまして、第一条にこの法律の目的をうたう、こういうことにはいたしておるわけでありまして、前文という書き方は他にはほとんど例が少いのでありまして、法律体系からいたしましても前文というものはやめて、こうした書き方の方がわが国の法律の一般の通念にも当てはまると考えて、それにしたらよからう、こういうことでございまして、この新警察法の目的というものは、やはり第一条でございまして、さういふように、民主的の理念というものが非常に強く打出されておるわけでありまして、要するに国民が国民のための警察を持つて、そして国民の手によつてその警察を運営する、こういうことなのであります。これはやはり同時に国民の費用に於いてなされるのであります。従ひまして、できるだけその費用を、冗費をかけぬように、国民の少い負担によつて国民のための警察行政が期待されねばならぬと考えまして、そうした趣旨に基いて能率的な運営を期待する、こういうことであるわけでありまして。

○西村(力)委員 私質問と非常に関連しておるようですが、前文を法律体系上から切つたということは総括質問で相当議論がありましたので、その点は私は触れようとは思ひません。ただ先ほど申したように、能率的にその任務を遂行するということ、内閣の責任を明確化するというのが一致するところという立場を今までとられておる、そういうふうな私には受取つておるわけですから、その關係を説明

してもらいたい。まあ今のお話ですと、国民のコントロールのもとに民主的な理念を基調としてという点だけを強調されておるが、そうじやなくて、質を継続しておる過程においては、内閣の責任の所在ということが一番大きくクローズ・アップされておるわけにございまして、その關係を明確にしてもらいたいというふうなことは御質問申し上げておるわけなんです。どうぞその点を明確にしたいです。

○小坂國務大臣 能率的という言葉の中には、内閣の責任の明確化という意味が同意語的な意味において入つておる。御承知のように内閣は国会に對して連帶して責任を負うのであります。今申し上げた国民のための行政なんでもありまして、國民を代表しておる国会に對して内閣は連帶して責任を負う、そうした責任を明確化すること、これは行政上當然のことであるのであります。その行政を能率的にしよう、こういうことであります。

○西村(力)委員 それではせつかく資料をいただきましたので、その資料についてお尋ねしたいのですが、今までのような二本建の警察であると能率が非常に上らない、こういうことであるのですが、このいただいた資料によりまして昭和二十八年中の犯罪の検挙率をずつと調べてみますと、まあ窃盗は、その検挙率は非常に差がありますけれども、その他の兇悪犯、知能犯、粗暴犯、風俗犯というものはほとんど検挙率に差異を見ない。そういう違ひが出るのは、結局窃盗というところの検挙率に差異がある、少なくなつたところのものを検挙する率が少ない、そういうところの理由がある。そういうところ

になると、窃盗を抑えるのは、国の事犯ではなくて、こういうことはやはり自治警でなくては、今後機能も十分に發揮できれば逐次能率の上ることであるから、能率が落ちておるから警察制度の一本化をはからねばならぬという理由、われわれはどうしても納得できない。この表を見て、やはり能率という点において警察法の改正を必要とする、こういう理由がございまして、ひとつお聞かせ願ひたい。

○齋藤(昇)政府委員 自治体警察の能率が悪いから、それで警察法を改正するという趣旨でありせんことは前から申し上げておる通りであります。問題は国家地方警察と自治体警察にわかれ、しかも自治体警察はそれぞれの管轄区域が、警察の治安対象になる区域よりも非常に狭い、これを広くして府県に一本化するということ、経費、人の冗費が省け、そうした連絡もたくさん責任を持つた者がお互いに連絡し合うというよりは、一つの府県の責任者が統制をとつて警察事務に当らせるといふ方が能率的である、かようなわけでありまして、何も自治体警察の今日の検挙率が悪いから、それを高めるためという趣旨でないのではありません。その点は誤解のないようにお願いいたします。

○西村(力)委員 先ほど小坂大臣の答弁によりまして、能率的という言葉は行政上の能率的なものだ、こういうこととでありましたが、前々から今は自治警察の能率云々は問題にしないと言われましてけれども、そうではなくてこの警察法によつてどうばうがつかまるのだとか、こういう能率的な点をすなわち検挙率と端的に私は受取つておつたのであります。そういうことは全然問題でないのだ、今仰せられたところは何か前の答弁と食い違つておるやうに思ふのです。そうしますとあなたの方では結局自治警察というものがあつて、現在においてもそういう犯罪の検挙率においての能率云々は問題ではない、それは全然理由にならない、これで自治体警察をかえても検挙率においては満足とはいわれないにしても、そのことによつて能率が落ちるという理由はいささかもないということであるかどうか、もう一度はつきり答弁をしてもらいたしたいと思います。

○齋藤(昇)政府委員 私の申し上げておりますのは警察の管轄区域が広くなるといふことによつて、今までより以上に連絡も――連絡というよりは一つの責任者の意思で全警察、府県内の自治体警察が動くということになれば、今までも能率がよくなるのであります。従つて検挙率も同警自警を通じてさらに上るといふことも期待できると思ひますが、たゞい検挙率が従前通りであるといひましたも、少い経費と少い人員で同様な能率が上げられるといふことであれば、それでもやはり非常に能率的だといへると思ひます。自治体警察と申しましたもたとえば東京の警視庁のこととは、これは私は世界に冠たるりつぱな警察だと存じます。しかしこの東京の警視庁がさらに三多摩の市部も郡部も統轄してやるといふ方が東京の警視庁としましてはさらに能率的になるというところは、これは十分言ひ得ることだ、かように考えます。

○中井委員長 長くかかりますか。○西村(力)委員 大分急がれておるやうでございませうけれども、そう急がないでお願いしたいと思います。関連質問がありまして、そういう人に譲りますので、私一人だけで独占しようといささかも考えておりません。

○西村(力)委員 長くかかりますか。大分急がれておるやうでございませうけれども、そう急がないでお願いしたいと思います。関連質問がありまして、そういう人に譲りますので、私一人だけで独占しようといささかも考えておりません。

それで次にお尋ねいたしますが、警察の責務の2であります。ここには訓示的な事項があります。こういう訓示的な事項というものが実際に警察官の服務にどういふ規制力を持つたか、こういう点について大臣の答弁をお願いいたします。

○小坂國務大臣 警察の活動はこの二条の責務によつて規定されております。範圍内に限られるべきものであります。それから、その責務の範圍内において具体的にいかに職務を遂行し執行するかという際の心構えあるいは教養なりが必要であると思ひます。これもまた當然のことであると思ひますが、そういうことを一般的に言うのであります。

○西村(力)委員 こういう訓示規定というものは現在もあるわけなのでございしますが、一体この規定というものがほんとうに規制力を持つたかどうかというものに対しては、考え方として一般教養の信条としてあるという程度で、實際はこの資料等を頂戴した警察官の処罰の懲戒処分とあるものに現われて来るのだらうと思ふ。そういうものに、さういふと見てみますと、さままの理由によつて処分をされておりますが、この資料そのものについて私はまだもつとお聞きしたいのでございしますが、この際職權濫用という事項が免職、停職が二、減給が四、戒告が二とありますが、こういうものの具体例を二、三、どういふケースであるかお話願ひたいと思ふのです。

○加藤(精)委員長代理 西村委員に申し上げますが、今答弁の資料をとりまとめでございますので、他の質問を先にしたいだけませんか。

○西村(力)委員 私が知りたいのは被疑者関係とかそんなものはともかくとして、職権濫用の具体的なケースと、それから被疑者事故というのと、勤務規律違反というものを、これだけはどうしても具体的なケースを知りたいのです。こういう具体的なケースによつて不偏不党かつ公平中正というようにことが、警察もそういうところにこの条文が生かされておるといことが、具体的に現われておるといことが、思うのです。それだからそれを知りたいと思うのですが、今ちよつとできないとするならば、ごめんどどうでも後ほど資料にでも出していただきたい、かように思うわけでありませう。

○齋藤(昇)政府委員 職権濫用あるいは被疑者事故等につきまして、具体的にここに一件とか二件とか上つておるこの事由は何であつたかといこととありますると正確でないといけませんから、資料に基いてさらに申し上げますが、抽象的あるいは普通起り得る事例を申し上げますと、職権濫用という中には、たとえば警察官の職権を濫用して民事事件に介入するとかいうような場合が比較的多いのでありませう。また被疑者事故の場合は、被疑者の監視の役にある警察官がそれをおろそかにして逃にさせる、あるいは自殺をさせるというような場合が多いのでございませう。

○西村(力)委員 それではひとつ今の職権濫用の件、被疑者事故、執行務不適切、勤務規律違反、この件の具体的なケースだけを資料として、あとでつけ

つこうですからお願ひ申し上げたいと思ひます。

なお人権蹂躪の問題も、これは人権蹂躪事件そのものだけでなく、その事件によつて処分だけが知られておりますが、私の資料を要求する場合の趣旨はそうじやなくて、どういふ事件があつたか——そのあとの処分をどうしたかというのじやなくて、どういふ騒動の事犯があつたかといふことを知りたかつたのでありますから、その点もひとつお願ひ申し上げたいと思ひます。その点ひとつお願ひして、私はこれでやめようと思ひます。

○加藤(精)委員長代理 藤田義光君。

○藤田委員 私はしばらく欠席しておりましたので、ほかの委員諸君の質問とあるいは重複する点もあるかもしれませんが、御了承願ひたいと思ひます。逐条審議に入るといふ宣告が一日なされておりますので、宣告の趣旨に沿つて質問したいと思ひます。

第一条にこの法律の目的が掲げられておるものでありますが、先ほど西村委員の質問にもありました通り、この法律の内容は法案審議の軸心でありまして、非常に重大な点であります。すでに一箇月以上前に、当委員会において大審閣務大臣が本法案の提案理由を説明されております。小坂閣務大臣はこの提案理由の趣旨とまったく同意見でございませうかどうですか。逐条審議にあたりまして最も重大な点でありますから、お伺ひしておきます。

○小坂閣務大臣 その通りでございませう。

○藤田委員 しかれば提案理由の説明の重点もきわめて簡単にお願いします。

○小坂閣務大臣 簡単に申し上げますが、現行警察法は戦後早々に占領政策の一環として施行されたものでありますから、もちろん非常によい点もあるものであります。その後の運用の結果に徴しても、非効率かつ不経済という欠陥を持つておることを免れないといふふうに考へるのであります。こゝろいう欠陥を是正するために、何かやはり相当なる改正をする必要があるのであるといふことは、つとに世人の認めるところであると思ひます。現在の警察制度は御承知のように、国警と市町村の自治警と二本建になつておりますが、片一方は国家的性格に過ぎず、自治的な、民衆に親しまれるという要素がやや欠如してゐる。片一方の都市を管理する自治警といふものは完全自治に過ぎて、国家的性格に欠けるところがある。やはり国家的性格と地方的性格を兼ね有すべき近代警察事務の運営にとつては、適合せざるものを内蔵しておるというふうに思ふのであります。でありますから、一方その間にそうした細分化された警察の運営をもう少し有機的にする、そして制度自体が内蔵する欠陥の前には、運用の妙といふものがある。ん考へられるのであります。運用の妙自体にも限界がありますので、やはり警察単位からの生ずる盲点の存在といふものが警察法の効果的運営を制度自体から妨げている面があると思はれる。そこで国の治安に対する責任の不明確といふ点も出て来ておりますから、こゝろした国警、自治警の施設と人員が互いに重複していることは、国民にとつてもまことに不経済な負担

になつておるのであります。こゝろいう面から考へてやはり改正することが必要である。こゝろ思ふのであります。この警察制度を改めるにあつてどういふ点を重点とすべきかといふと、依然として警察運営に対するところの民主的な線を貫く、これは絶対に必要であります。その民主的な保障の基盤の上に立つて、治安維持任務遂行の能率化と、責任の明確化、この二つの懸案の解決をいかにすべきかといふ課題に對して回答を与えたのが本法案の骨子である、こゝろいうふうに思ひます。内容について詳しく申し上げます。第一、非常に重要な点でございませうが、この点は重要な点でございませうから、少し時間をいたしまして、簡単に申し上げておきたいと思ひます。

まず第一に公安委員会制度を存置しております。すなわち警察の管理と運営の民主的の保障を確保するために、中央地方を通じて公安委員会制度を置いて、警察を管理せしめることとしたしております。

第二は府県警察を一本化したこととでございませう。すなわち国警、自治警はともに廃止いたしました。新たに府県警察を置くこととしたこととであります。

第三に、府県警察の内容について申し上げますが、これは都道府県警察におきましては、国家的要請に基く最小限の制約を除いて、あとより限りこれに自治体警察として性格を具備せしめます。こゝろいうことにはいたしましたのであります。従つてその職員は原則として地方公務員の身分を有するわけでありまして、警察に要する経費につきましても、一定の国家的の警察活動に必要

な経費は国が支弁するほかは、原則として府県の負担としたしておるのであります。従つてこの府県の警察活動に要する経費といふものは、都道府県の民主的に選ばれた議会の審議を通じて、常に住民の公然たる批判の前に置かれるといふことになつておるのであります。都道府県警察は国家的な警察事務に限つて、中央警察の指揮監督を受けることにはいたしました。その事項は法律に明記いたしました。警察の中央集権化といふようなことがないよう十分に配慮をいたしておるのであります。なお都府の警察といふものは、首都警察として非常に重要でございませうから、都府の警視總監の任命については、特にその地位の重要性にかんがみまして、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任命することとしたしております。

第四に中央の警察機構でございませうが、中央の警察管理機関たる国家公安委員会の委員長は閣務大臣をもつて充てることにいたしました。また警察庁を置いて、国の公安にかかわる警察運営をつかさどり、また教養、通信、鑑識、統計、装備、こゝろいう事項に対する統制をなし、並びに警察行政に関する調整を行はしむる、こゝろいうことになつておるのであります。この国家公安委員会において閣務大臣が委員長となつておる点が新しいのであります。が、この閣務大臣は五人委員会の委員長でございまして、採決には加わりません。表決権は委員が行使することになつております。全体といたしまして非常に経費の節減といふ面が大きく出ていることは、御承知の通りでござい

ます。なお人員も減少いたし、従つて経費も減少する、こういうことになつておりました、幸いに御審議をいただいて可決いたしますれば、七月一日から施行する、こういうことになつております。

以上御説明いたします。

○藤田委員 全面的に大蔵前國務大臣と同意見のように了解いたしますので、これに基いて大体条文を根拠といたしましてお伺いしたいと思ひます。先般柴田総務部長の説明にもありました通り、この第一条は、この法律の目的を掲げておるのでありますが、この法律案全体が一つの組織法である、職権行使に関する法律は別に定めるといふ御説明であります。われ／＼もさうに解釈いたしておるのであります。

西村委員の質問に対する御答弁にもありましたが、従来は第一条の形式をとらずして前文を掲げておつたのでございませう。いわゆる権力事務なるがために、憲法と同一の体裁によつて警察法というものができておつたのであります。今回は現行法の前文に該当するものを第一条に持つて来ております。これは私は非常に重大な変革と考へるものでありますが、この点に關する理由を小坂大臣よりひとつお示しを願ひたいと思ひます。

○小坂國務大臣 西村委員にも申し上げたのでございますが、前文を置くという法律形式は、わが国におきましてはきわめて少い事例に属するのであります。例をあげてみますと、たとえば教育基本法、あるいは日本學術會議法、国立国会図書館法、この程度であらうかと存じます。要するにこうした前文を置くというこの感覚が、私ども

日本国の法律を見ております者からすると少し異例に属しますので、むしろ法律の体裁としては、法文の中に第一条として目的を掲げるといふ方がよろう、こういうことでございまして、前文で書いたから、あるいは法案の内容容として書いたからといつて、その間に考え方の相違というものはないのであります。要するに民主的な観を貫くといふことにおいての考え方の根本的な相違はない次第でございませう。

○藤田委員 その点に關しましては見解の相違になりますので、これ以上お尋ねいたしません、しかしらばたいまい御説明の中にありました責任の明確化のための改正であるといふ一点であります。今回の改正の第六條には、國務大臣が委員長になるということとを規定いたしておるのであります。また十六條には、警察庁長官の任命方式、五十條には、道府県部長の任命方式を規定しておるのであります。この任命方式を規定した案文からいいますと、この責任の明確化に關する態勢といふものが、第一条の趣旨に沿つていない。いわゆる民主的保障をしたといふ大臣の御説明であります。實際上最も重要な人事に關しまして、總理大臣から警察庁長官、あるいは道府県本部長に至る間、一貫して、民主的保障のための重大な機構であると説明されまして公安委員会というもののほとんど権限がないのであります。總理大臣、警察庁長官、道府県本部長、この一貫した系統を見ましたならば、たゞいまの小坂大臣の御説明ではわれ／＼は大きな疑問を持たざるを得ない、かように考えるのであります。民主的保障といふことと、公安委員会が人事に關しまして権限を持たないといふこと、この点に關するお考えを伺つておきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 御承知のごとく、憲法第六十五條、第六十六條には、行政権は内閣に属する、内閣は連帶して国会に對して責任を負ふということが明記されておるのであります。行政をいいます以上國民のための行政であり、國民に對して責任を持つといふことは、民主的な保障をもつて貰ひたいと思ひます。民主憲法の趣意でございまして、そこで私どもは、この法律の中に流れております一貫した強い太い理念は民主的保障である、かように申し上げておるのであります。このゆゑに公安委員会は、第二章にもつと書いてありますが、警察の運営をつかさどり、諸種の統制をいたし、また警察行政に關する調整を行うといふことを任務といたしておりました、たゞいまお述べになりましたやうないわゆる行政系統、警察庁、あるいは府県警察の末端の署長に至るまで、これに對しては罷免勸告権を持つております。すなわち人事に對して罷免勸告をすることができるのであります。しかも國家公務員として行つておりますのは、十三万人の中で――整理されれば十一万になります――が、その中の二百五十名ほどで、それ

委員を残しまして、民主的保障をしたといふ強弁はされましても、實際人事権について、總理大臣、警察庁長官、道府県本部長、警察署長、この一貫した系統を見ましたならば、たゞいまの小坂大臣の御説明ではわれ／＼は大きな疑問を持たざるを得ない、かように考えるのであります。民主的保障といふことと、公安委員会が人事に關しまして権限を持たないといふこと、この点に關するお考えを伺つておきたいと思ひます。

○藤田委員 世界に類例少い理想的な労働三法に關する行政を担当されまして小坂國務大臣としては、少し観測が甘過ぎるのじやないかと私は思ひます。それでは罷免勸告といふものに對しまして、これを聞かざる場合の保障は何ら規定されておらないのであります。従ひまして實際上は罷免勸告といふ権限は与えておりましても、それを關係者が聞かないで依然として職にとどまることも可能でございませう。私はこういうふうなものを人事権といふふうに解釈することはいかかかと存するのであります。これは單に気休めの規定にすぎないと考へております。人事権にあらず、人事権の一部でもないと思ひます。この点に關するお考えを伺ひたいのであります。

それから憲法の行政権の規定等を述べられたのであります。私は内閣といへども、憲法九十九條のいわゆる憲法を擁護する重大責任といふものがあるのであります。憲法に違反する危険のあるやうな法律をつくること自体が憲法違反であります。この点に關しましてはお伺ひしたいのは、これは先般同僚古井委員からも質問があつたのであります。しからばこの警察事務といふものは自治体の固有事務といふふうに解釈されるのか、あるいは行政事務であるから、これは内閣の権限に属するものであるといふふうに大臣

らがぼつ／＼と各県に参りまして、その民意を代表する公安委員会に罷免勸告をなされるということになつておりますれば、これではいたたまれない、これがすなわち強い人事権である、こういうふうにお考えを願ひたいと思ひます。

○小坂國務大臣 罷免勸告権が人事権にあらずといふお話でございませうが、ただいま申し上げたように、民主的な社会におきましては、罷免勸告を權威ある機関によつてなされて、それを聞かない結果がどうなるか、これは独裁的な運営がなされておりました社会においては別でございませうけれども、なか／＼それに抗することはできない。實際問題といたしまして、これはいたたまれなくなるのであります。そうした民主的保障がなされておる、こういうのであります。さらに府県警察といふものは、自治体に對しまして國家が警察といふ行政事務を委任するものである、かように考へております。

○藤田委員 罷免勸告権といふものは人事権であるといふふうな解釈されたのであります。一応私も民主的な保障の一部であるといふことは認めますが、現に現行警察法におきまして、吉田内閣は齋藤警察長官の罷免を計画して、これが現行國家公安委員會の運用の妙を得まして、その目的を達成することができなかつたといふ生きた実績があるのであります。こういう前例があるので、私は、勸告しなくても、これを聞き入れないで、断固としてそのまゝの姿を推進するといふことが今後あり得ると思ひます。そうすれば、それを守らなかつた場合の法律的な規定を何れにせよ、これが人事権であるといふことをそのまゝ解釈することは、多少私は危険があるのじやないか、かように考へております。こ

はお考へになりますか。この機会にあつたためにお伺ひしておきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 罷免勸告権が人事権にあらずといふお話でございませうが、ただいま申し上げたように、民主的な社会におきましては、罷免勸告を權威ある機関によつてなされて、それを聞かない結果がどうなるか、これは独裁的な運営がなされておりました社会においては別でございませうけれども、なか／＼それに抗することはできない。實際問題といたしまして、これはいたたまれなくなるのであります。そうした民主的保障がなされておる、こういうのであります。さらに府県警察といふものは、自治体に對しまして國家が警察といふ行政事務を委任するものである、かように考へております。

ういふ点に關しまして、もし人事権ならば、率直に、都道府県公安委員会も国家公安委員会も任免権を持つというふうに、一歩進んでつくり規定されなかつた、かように考えるのであります。その点に關する見解をいまい一度伺ひておきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 今個人をさして仰せられたのでありますが、そうした例は、公安委員会というものがいかに民衆的保障に役立つかという例にならうと思ふのであります。私が先ほどから屢次申し上げておりますように、地方におきまして、地方と直接つながりのない少数の個人が参りまして、その地方の多数の者から選ばれておきます公的な機関の批判の前に立つのであります。その批判が非常に不利である場合に、行政事務が能率よく運営せられるかどうかということについては、これは常識上、非常に困難であるということが言えると思ふのであります。そうしたことは、政府なりあるいは地方自治体なりのよく忍ぶところではないのでありますから、そこにおのずからなる民衆的運籌の妙を得た人事権というものが存在して来る、こういうふうにおもふのであります。

○藤田委員 総理大臣の権威をもつてしても、国家公安委員会が人事権を握つておつたから、齋藤長官の罷免ができなかつたのであります。私は、この民衆的保障を軸心として大義さんもあなたも公安委員会を取上げられておられますので、もし民衆的保障というものを公安委員会の中心に置いたならば、何ゆゑに現行法のごとき強い人事権を公安委員会に与えなかつたか、この点に關する疑問がたゞいまの答弁で

は解明されないものであります。私は、さうにすることによつて、過去のいゝゆる政黨支配の警察再興ということに防止できると思ふのであります。が、この点に關する見解をいまい一度伺ひておきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 府県の場合特にさういふ氣持を持つておられるようでありますから申し上げますが、たとえば府県の公安委員会が警察の主任者を任命する場合、府県だけで選ぶことになりますと、範圍が非常に狭まる。知られてゐるその地方の出身者とかあるいはその前任者とか、非常に範圍が限定されるのであります。これは警察事務に堪能な、しかも人格高邁、識見ある人、國家全体として見ればさういふ人が多いわけでありまして、さういふ人々の中から選んで、さういふ人々の中から、意見を聞いてきめる、さういふ方が全体としての運籌から見ると、私は適當でなからうか、さういふふうにおもつておるのであります。決して絶斷的な、あるいは警察國家的な意図は、その間に毛頭も包蔵してないものでありますから、さういふ点は御了承願ひます。

○藤田委員 小坂さんのような非常に穩健、善良な國務大臣が在職中はわれわれもさうな心配はあまりいたしません。しかししたしまの御答弁であります。が、どうしても實際上法律の明定がなければ、さういふ危險に陥る可能性が非常に強いのであります。現行法の明文には、「地方自治の真義を推進する」とはつきり述べてあります。が、今回の都道府県警察というものは、大體前大臣と同じように、小坂大臣も自治警察であるといふふうな解釈

のもとに大臣を引受けられたのであります。かどうですか。あらためてお伺ひしておきたいと思ひます。

○小坂國務大臣 憲法に規定されてゐることでありまして、明瞭でございますが、國政全般が國民に由來し、國民の信託を受けて行はるべきものであり、國民の基本的な人權が保障され得る、また地方自治尊重の觀念を包括するものでありますから、地方自治を非常に重視することは當然であります。由來警察事務というものは、國家的な事務と地方的な事務との両方のまじり合つたものであるといふことはよく言われるのであります。國家的性格といふものをあまり強く出しますれば、これはかどが立ちますし、さればさういふ、地方的といふことになりまして、そこに民衆的な味も出て来ます。が、いゝゆる情に流される。そこで両方白紙に返して、一本化したといふことがこの府県警察であります。これは、地方團體であります。○藤田委員 警察本來の使命は、改正案第二条に示されておる通りであります。個人を中心とし、対象としたものであります。たゞいまの御答弁で、自治警察であるといふふうには私は解釈したのであります。が、かつての同僚委員の質問と重複いたしますが、現在自治体でつくつておられる公安条例、これは今後政令でつくるといふやうな御答弁もあつたやうに記録で了解いたしておきます。ところが政令と条例とは本質的に性格が違ふのであります。これは國家がつくるものと自治体がつくるものであります。それをそのまま政令に委譲するといふところに

非常な法律的な無理があるのじやないかと私は解釈しておりますが、たゞいまの大臣の答弁からしますと、自治警察ならば全國の都道府県は公安条例等のごとき條例を策定する權限は依然として保持するのであるか、どん／＼今後もつくれるのであるか、この点をお伺ひしておきたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 都道府県は公安條例を今後さらに新たにつくることももちろん可能であります。現在つくつておられますところは、そのまゝ何らの変更を受けることなく存続をいたし得るのであります。先般質問のありましたのは、市町村の公安條例がどうなるかという御質問でありました。市町村の公安條例もそのまゝ残ります。しかしながら市町村の公安條例で市町村の公安委員会に届け出るというやうな文字が、あるいは市町村の警察長に届け出て許可を受けるといふやうな字句があるといひます。ならば、この市町村の公安委員会というものは、これは府県の公安委員会とみなす旨のいゝゆる整理に必要な政令といふものを提出する必要がありますか、かように御答弁を申し上げたのであります。

○藤田委員 たゞいまの御答弁からいひましたら、自治体固有の權限に基いてつくりました條例は、そのまゝ府県條例に移行するといふことならば、解釈上あるいは無理がないのではないかと、一旦それを政令においていゝゆる規定するといふことになれば、そこに自治体の權限の侵蝕といふやうなこともあり得るのじやないか。自治体の住民の代表によつてつくられた條例が、國家機關において政令として取上げられる、これはちよつと無理ではな

いか。現在の地方自治法の建前からいひましたら、憲法上からいひましたら、それに背反する危險がありはしないかと思ふのであります。市町村條例を同じ自治体の府県條例に改めて行くといふことが本筋ではないかと思ひますが、いまい一度その点に關する御答弁をお伺ひしておきます。

○齋藤(昇)政府委員 市町村の條例が府県の條例に當然この法の改正でなるとはございせん。もしさうに政令等で書きますれば、それこそあるいは府県の自治權の侵蝕といふことにもなると思ひます。さうではなくて、市町村の條例はそのまま該市町村の條例として残つてゐるわけでありまして、市町村がその條例を廢止しようと思へば廢止ができるわけでありまして、改正をしようと思へば改正ができるわけでありまして、従つて市町村の條例の中に市町村の公安委員会に届け出なければならぬといふやうなものが、たゞ公安條例に限りませんが、他の條例等にもあると假定をいたしました場合、市町村が自發的にすべてさういふように必要な手續を経て改正を加へられるといふことであるならばそれでいいわけでありまして、どこも一様に市町村でさういふやうに必要な手續を経て改正を加へるといふこともめんどくさくもありましようし、またさういふことをなさらないといふやうな場合には、市町村公安委員会といふものを都道府県の公安委員会とみなすといふ政令を出しますならば、その條例はそのまま執行ができる、かように申し上げるのであります。

○加藤(精)委員長代理 政府委員に申し上げますが、自分の市町村の大事な

公安条例について必要な改正を加えないなどという市町村はないはずでございしますので、その点はそういう場合を予想しなさらぬで、御論議を進めたらどうかと思つておるのですが、その点……

○齋藤昇政府委員 委員長長の御指摘の通りでございます。先般古井委員の御質問として、そういう改正も加えないで廃止もしないという場合にどうするかというお尋ねでございしましたから、さような場合にはこの法令の経過措置としてさような措置ができますというところを申し上げたわけでありまして、

○加藤精委員長代理 藤田委員と門司委員にお願いいたしますが、この論議は非常にたび／＼ございまして、国警当局の政府委員の考えも大体そうした考えでございしますので、その点に関する論議は一応打切つたらいいのじやないかと思ひますが、御了解を得たいと思ひます。

○藤田委員 これは見解の相違になるかも知れません。委員長長の御意見でもありませんから、私はこれ以上追究をいたしません。地方自治法第二条に基づいて、地方自治法第二條に基くいはゆる公安条例というものは、これは憲法の大精神に基づく自治体固有の権限によつてできておられます。それを今回の法律案にうたわすして政令でそこを侵奪するといふようなことは、非常に問題になるのであります。案文そのものを侵害するのではないにしましても、非常な疑問があるのであります。いづれ後日にあらためてお伺いすることにいたします。

次に小坂大臣の御見解をお伺いしますが、吉田総理大臣は現在の都道府県

制を再検討して、知事公選の弊害が非常に深刻であるから将来官選にしたいということをお述べたことがございします。

〔加藤精〕委員長代理退席、委員長席

そうしますと、今回の警察法改正案におきまして、都道府県警察というものは自治警察というところを言われておりますが、知事官選といふような段階になりまして、知事官選といふような段階をとりながら予定でありますか、吉田内閣の首班、吉田総理大臣の言明があつた問題でありますから、仮定の事実として答弁を拒否されないようにお願いいたします。

○小坂国務大臣 何かその点が問題になりまして、国会で御論議をいたしたいと思ひますが、その論議の結末につきましても、どういふふうであつたかと思ひます。自分は何も知事官選にしたいとかそれがいいとかいふことを言つたのではない、新聞記者團が見えて、いろいろ知事官選はどうですかといふ話があつたから、自分はそれは諸君に聞きたい、諸君は知事官選がいいかねと聞いた、そんなようなお話をあつたように承つております。何も断定的な問題としてこの問題が出ておるのではない。従つて私は仮定の問題と思ひますから、その問題に対する論議は差控えたいと思ひます。

○藤田委員 どうも日本の新聞を読まない、日本の新聞をきらない総理大臣が、新聞に知事官選の問題をしつ寄せられて、小坂大臣まで答弁を拒否されたといふことは、私は理解できないのであります。仮定の事実であつても、

も、せつかく国警担当大臣になられたのでありますから、大胆率直にそういう事態になつたらそのまゝ国家警察にするといふような所信を、この機会にお聞きした方が、法案審議上非常に便利であると思ひます。仮定であるといふことを知りつつも、吉田内閣において最も知性のある小坂大臣の知識をこの際披露していただきたいと思ひます。で、さういふことを言つたらあらためて御答弁願ひたいと思ひます。

次いでお伺ひしたいのは、この第二条の警察の不偏不党、公平中正という理由の説明にもありましたが、最も公正でなくてはならぬ警察行政におきまして、国家公安委員長に国務大臣がなるといふことは、政党内閣の現状からいまして、どうしてこの点に対する大きな疑問が起るものであります。この点の疑問と矛盾をどういふふう調整されるのであります。この機会に伺つておきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 この知事官選問題につきまして再度の御質問でございます。が、これはどういふことじやないかと思ひます。たとえば官選といふ問題があるといふことは、現行自治体は府県も自治体であり、町村も自治体である。自治体が二本あるといふことはどうなのか、こういうような問題じやないかと思ひます。が、そういう問題はいづれにいたしましても国会の御論議を得ることであると思ひます。この場合国会の御論議の一つの、何と申しますか、資料とも言うべきものは、現在府県警察がそのときはできておるじやないか、府県警察

があるからどうか、こういうような一つの重要な判断の資料になるのであります。むしろ問題は逆になる。府県警察が知事官選になつたらどうなるかといふのはなくて、知事官選になる場合に府県警察があるかどうかといふことなのであります。従つて仮定になつておるに上げておる次第でございします。御了承願ひます。

それから公安委員長に国務大臣がなるといふことは非常に御賛成の論が多いといふのでございしますが、私どもとしてどういふふうにお考えをしておりますので、憲法上行政権は内閣に属するのでございしますから、しつとして内閣は連帯して国会に対して責任を負うのであります。それから、国会に対して責任を負う大臣が在るというところは警察について、適當であらうと思ひます。その場合国家公安委員会が警察行政の運営、統轄、調整という機能を第五条において持つておるものでございしますが、その範囲内において警察は国会に対して責任を負う。しかしその責任を負うと申しましても、常時国務大臣が公安委員会に出席いたしまして、しつとして正しい意味においての内閣の考え方、行政の進め方、そうしたものを公安委員諸君にも話し、また民主的な意見を代表せられる各界の有識者である公安委員各位の意見も聞いて、相互に十分意思疎通させておくことが、第五条の範囲内においての警察の責任を負います場合に非常に適切ではないか、こういうことと考えております。

○藤田委員 そこでお伺ひしたいのであります。不規則の発言もあつたのであります。が、われ／＼も一応国務大臣の国家公安委員長という機構には非常な関心と好意を持つておるのであります。が、それは前提が全然違います。先ほど来申し上げました通り、行政運営の軸心であります人事権を何人が握るか、この人事権は総理大臣から警察庁長官、都道府県本部長、この一貫した系列が改正案で確立しておるのであります。この際におきまして国務大臣を委員長にいたしましたもこの国務大臣は浮いてしまふ。何のために委員長に持つて来るか、どうも責任の確立といふことを先ほど強調されるのであります。が、委員長たる国務大臣、改正案においては責任の確立を期待されておるのであるから、あるいは総理大臣の命令一下末端の警察署長に至る責任の態勢の明確化を期待されておるのであるか、その点がどうもはつきりしないのであります。この点に対する大臣の御見解を伺ひたい。

○小坂国務大臣 非常に命令一下といふことを強く考えますれば、公安委員会といふものもなくて、国務大臣から警察庁長官、あるいは府県本部長、こゝう行くのが非常にいいのであります。が、そういうことになりますると、いゝゆる警察国家になり、非常に民主的な運営を阻害せられる、こういうこととで公安委員会といふものを非常に重要視しているわけなのでございします。従つて第五条の警察の運営、統轄、調整といふ面において公安委員会が行政の責任者であるわけでございます。が、ただいま申し上げましたように国会に対する責任と申しますか、予算編成、あるいは国会の法案提出、あるいは答弁、そうしたものを国務大臣が当ります。やはり現在ですと、私も実は担当をさせていただいております。

けれども、これは公安委員会等と直接のつながりがない、そこでもう少し人間としての融れ合いと申しますか、そういう機会を持つということによつて、さらにその間の意思の疎通を十分にすること。そういう点が期待せられる、かように考えておる次第でございます。行政の非常な能率化という点から行きますと、あるいは御議論もあるかと思うのでありますが、やはりそれをあまり進めずと、今度は非常に弊害の面も強く出て来るといふことで、この法案の御審議をいたしておりますような条項になつてゐるわけでござい

ます。

○藤田委員 ただいまの大臣の御答弁からしますと、総理大臣の任免という点は削除した方が改正案御提出の趣旨に沿うのではないかと。しかもこの改正案の第十一条の規定等も今少しはつきりいたしまして、委員長たる内務大臣は堂々と表決に加つて行くという方向が、警察行政に対する責任の明確化を期待される政府原案の趣旨に沿うのではないかと、かように考えるのであります。もし政府の原案の通りで行きまして、人事を握つた総理大臣という非常に強力なる権限を付与せる責任者と、委員長たる内務大臣、こういう二つの系統ができて参りまして、むしろ委員長たる内務大臣というのは、政府の提案理由におきましては、これにひとつ国会その他国民に対する責任を持たせようと思はれながら、小坂大臣は政務次官もやられたし、現在労働大臣もされておられます、行政機関の長として十分御存じのところであり、人事権を持たない責任者とい

うものは、外に向つて責任態勢を確立することができないのであります。単に国家公安委員長という空名を持して責任態勢を確立するといふことは、現在の国家行政組織法その他の態勢からいいますと非常に矛盾を起して、官庁の常識を逸脱した提案の理由ではないかと思ふのであります。いま一度この点に対する御見解をお伺いいたしたい。

○小坂内務大臣 総理大臣はなるほど国家公安委員の任免権を持つてゐるわけでありまして、この公安委員会の任期もまたきまつておるのであります。その任期中はよほどのことがなければ異動などというものは考えられな

い。その点において任免権といふことも、相当局限された任免権であらうと思ひます。そこに警察国家といふおそれを除いておる苦心があらうかと思ふのであります。やはりそうした公安委員会の年限五年なら五年といふものは身分を保障されてゐる。しかも公安委員会といふものは一般の良識ある者から選ぶ、しかも国会の同意を得て選ぶ。国民から選ばれた公安委員と、総理大臣という行政の長と、国会との相互のチェック・アンド・バランスの原則がそこに微妙に有効に働いて、こういうことを期待してゐるわけでございまして。ただいまの御議論もまさににらつた御議論として相当部分あらうかと思ふのであります。私も私としてはさう考へてゐるわけであり、現在審議会でございまして、奇数審議会で委員の数が奇数でございまして、大臣が会長をしてゐるという例は、たとえば外資審議会とか外国為替審議会とか、そういうものもあるわけでご

ざいですが、これも、それでは外国為替に対する権限は政府は持たぬのか、あるいは外貨がどん／＼減つて行つて、結局政府の施策が悪いから減るんじやないかと言われた場合、いやあれは外資審議会がやるので私の責任ではありまじやないかと、大蔵大臣は申さないわけでございます。その間にやはり運営の妙を尽すということができようかと思ふのであります。

○藤田委員 具体的には、小坂さんみたような若きつばな大臣が在職中に、実際に運営の権限を持つてもらつて、もし改正されるとすれば、それを軌道に乗せたいという老練心から申し上げておるのでございまして、この点に關しましては、総理大臣との關係は十分ひとつ再検討していただきたい。これは御答弁を求めません。

そこでお願いしたいのは、現在の憲法九十六条の規定でございます。憲法九十六条には憲法改正の手續を規定いたしておられます。非常に慎重な規定をいたしておるのであります。国会で議決しました上に、さらに国民の投票を求めるといふ規定を憲法の改正にはつくつておるのであります。御存じのごとく、現在町村の自治警察廃止の自由を法律は認めておるのであります。この自治警察を廃止する場合におきましても憲法九十六条と同列の、大体同じ規定を持つておるのであります。町村自治警察の存廃にあたりましては、町村議会の議決のほか、さらに住民投票を必要とするということが、はつきり法律できまつておるのであります。それは憲法というものの、對する国会の見方は非常に慎重でありまして、この点からいいたしても私はこ

の警察事務というものは、自治体の本義に關連した重大な事務であるといふふうな考へておるのであります。従ひまして、一片の法律によつて、この政府の改正案が全面的に現在の警察法を改めるといふ行き方にも、憲法上の疑義を私は持つておるのであります。かりに一步を譲りまして、こういう体裁による改正を企図することが可能といひましたとしても、少くとも私はこの改正案の中には、たゞいま特例法で明示したいわゆる改正手續、慎重なる住民投票と關係都道府県議会の議決といううなものがある必要があるのじやないかと、かように考へるのであります。私は憲法九十六条の精神を、警察法の法案提出にあつては、そのまま具體的に示すべきでなかつたかといふことを考へまして、これと照應いたしまして前文揭示の方がよかつたのではないかと、その点を最初に聞いたのでございまして、その点に對する御見解を特にこの法律の問題に關連してお伺いしておきたいと思ふのであります。

○齋藤（昇）政府委員 現在、自治警察を法律で持つことが、この規定に定めております市町村において、廃止する場合においては住民投票にかけるという慎重な手續をとつております。それは、当該の市町村議会で決議をするというだけでは不十分ではなからうか。法律上与えられてあるそのものを廃止しようという場合には、慎重に住民全体の意向を聞いた方がよろしいといふので、慎重な手續を規定いたしておるのでございまして、現に現在の警察法におきましても、五千未満の市町村は法律上持つことができないことになつておるわけでございまして、また府

県も、市町村のような自治体警察は持てないことに現在の警察法はなつておるのであります。従ひましてこの自治体警察を市町村に持たせる、また市町村に持たせるにいつてどの程度の市町村に持たせるか、あるいはこれを市町村に持たせないで府県に持たせるかという点は、これは私は普通の法律の手續で、法律で規定のできるものだ、かように政府は考へておるのであります。警察法は憲法と同じように住民投票にかけなければ改正ができないといふことであります。またあまりに慎重に過ぎるのではないだろうか、かように考へておる次第であります。

○藤田委員 法律で自治警察を与えられてゐる、この前提が実は私たちと見解の相違があるのであります。私はこの現在の法律の四十条を見まして、これは当然に市及び人口五千以上の市街の町村はその区域内で警察を維持するといふものは、固有の権限です。法律が与えてゐるから云々という御答弁は、これはわれ／＼と見解が違ふのではないかと、かように思ふのであります。しかしただいまの御答弁からいいたしまして、あまり慎重過ぎるから住民投票を省略したといふようなことを言われまして、私は特にこの警察に關する法案等は慎重過ぎることはない。その証拠には終戦後マツカーサーがやりまして占領政策の一つの大きな軸心として警察の解体をやつたほど、警察事務というものは非常に重大であります。そういう観点からいいたしまして、これは見解の相違になりまして、御答弁を求めても結論は出ないと思ひますが、現在の自治体警察といふものは、終戦後マツカーサーが法律をつく

らして与えたものであるという御見解でありますか、どうですか。私はこれは歴史的な沿革、中断されたことはありましても、町村の警察、自衛隊の住んで居る向う三軒両隣を平穩に暮らしたいという人間固有の本能からしまして、警察というものが住民固有の権限ではないか、かように考えておられるのでありますが、御意見がございましたらば、ひとつ伺いたいとおきたいと思ひます。

それから次に伺ひたいのは、これは自治庁長官の御出席があつた方が適當であります、今回の政府の定員整理におきまして、八十万の国家公務員からわずか三万の整理、警察は十数万の中から三万、非常に不正な整理を計画されたのであります。特に労働問題に対して造詣の深い小坂さんが国警担当になられたが、この行政整理上の不均衡について、大臣はどういうふうに解釈されておりますか、この機会にお伺ひしておきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 行政整理を行いますに際しましては、御承知のように平面的に見まして、現在の機構のままで事務が重複しているところがありはしないか、さらに縦横の關係を見まして、機構が重複してありますために、従つて事務の重複しているところがあるのではないかと、いろいろなことを、種々の観点から自治庁長官は非常に苦心されて、今回の案をつくつたやうでございます。そこで現在の機構が二重になつて居るやうなふうに見られましても、いろいろよく笑つて聞いてみると、そうではないのだというやうな面がございます。御承知のやう

に制度的な改革があつての人員整理というものは、比較的行政整理案には出ておりません。警察の場合は、御承知のやうに国家地方警察と自治体警察とを合せて府県警察にしようということで、制度上の改革がございましたので、ただいま仰せられましたやうな数字が出て来た。かように心得ております。

○藤田委員 労働大臣として職業安定局あるいは労働基準局等を所轄されておられます御感覚からいたしまして、今回の改正案によりまして都道府県の警視正以上の人事権を警察庁長官が握る。最高の責任者は国家公務員である。これは第五十四条の規定にもありますが、私は官庁の組織の常識からい

たしまして、もしもこれは国家行政組織法の建前からいいたしまして、警視正以上のいわゆる都道府県警察の最高責任者が国家公務員である。人事権は警察庁長官が握つて居るという建前からいまして、そのもとに人事権を握られて居る警察署長その他の一般警察職員というものは、当然実質上国家公務員的な扱いを受ける。しかも握つて居る事務というものが、当然国家公務員となる可能性が非常に日本官庁組織の一般常識からいって強いと考へるのであります。たとえば知事だけを官選にして副知事以下を地方公務員にするというやうなものと大体同列の問題であります。最高責任者が国家公務員である以上は、その事務全体が国家公務員というふうな解釈せざるを得ないやうな事態にならざるを得ないかと考へるの

であります、大臣はどういうふうなその点お考へですか、お伺ひいたします。

○小坂国務大臣 警察職員が整理があら

りますれば全体で十一万人、そのうち二百五十人程度が国家公務員である。他は地方公務員であるというところから、非常に行政効率あるいは行政運営上の欠陥が出ないかという御議論かと拝承いたしますが、警察事務といふものはやはり行政事務でありまして、これが地方団体に委任されておるというやうな關係から見まして、その事務そのものの性質から見まして、また広く適任者を得るというやうな観点からいたしまして、そのやうな体制でさしつかえないし運営も御期待に沿うことができるのではないかと、かように考へております。

○藤田委員 時間が午前中ございませうから、以上をもちまして私の質問を保留しておきたいと思ひます。ただいま大臣から人物を得るために国家公務員にせられた。地方公務員に人物なしというやうな非常な厳格な答弁がありました。これは非常に重大な問題でありますので、この問題については午後続行することといたしまして、午前中はこの程度で終りたいと思ひます。

○中井委員 暫時休憩いたします。午後二時から続行いたします。

午後二時四十七分開議
○中井委員長 休憩前に引続き、會議を開きます。
午前の會議におきましては、警察法案及び警察法の施行に伴う關係法令の整理に関する法律案の二案を一括して議題とし、第一章総則に關しまして質疑を行います、藤田委員の質疑が残つておりますので、同君の質疑の継続を進めます。藤田義光君。

○藤田委員 大分会期も終りに近づきましたので、われ／＼の発言も節度もつて、なるべく能率的、経済的にやりたいと思ひますが、質問を始めます前に、委員長にお伺ひしておきたいの

でございます。巷間伝ふところによれば、政府は大幅な会期延長を計画いたしておるということでございます。しかりとすれば、私は政府与黨の立場を多少でも参酌いたしまして、経済的、能率的な発言をしようと思つておるものも、会期が大幅に延長になれば、遠慮なく長時間やらしていただきますと思ひます。この点に質疑を続行するにあたりまして、非常に重大な問題でありますので、まず委員長からその間の消息をひとつ率直にお伝え願ひまして、私の発言に対する御指示を仰ぎたいと思ひます。

○中井委員長 お答えをいたします。私は委員会の審議のみ専念没頭いたしまして、政府のやうな方面に關する態度につきましては、いまだこれを承知いたしません。政府といたしましては、一旦きめました会期中にはすべてを進め、すべてを結了したいとの意思であるには相違ないと思ひますが、あるいは時に相違ないと思ひますが、長ずるかもしれませんが、願わくば、今日におきましてはいまださうな形勢も現われていないのでありますから、会期は八日に終了するものとして審議の御進行をお願いいたします。

○藤田委員 一応了承いたしました。大体八日の日に採決する予定のもとに、質問を続けて参りたいと思ひます。……
○中井委員長 藤田君に申し上げますが、八日は参議院の審議も入つておる

のでありまして、衆議院だけの最終日ではございませんから、何とぞその点御了承願ひます。
○藤田委員 委員長から御注意もありましたので、なるべく簡明に質疑を続行いたしたいと思ひますが、この総則に關する質問が終れば大体全部の問題が明らかになりますので、やや煩雜になります、総則に關する質問をさせていただきます。

先ほど小坂大臣から、犬養大臣と提案理由は全然同じであるという前提のもとにその大綱を示されたのでござい

ますが、どうも私は自治警察に對するに国家警察、この定義があまりに明確でないでござい

ます。先ほど小坂大臣の御説明の中に町村を管轄する国家地方警察は、国家的性格に過ぎず、都市を管轄する自治体警察は、完全自治に過ぎず、国家的性格にかけるという意味の御説明があつたのであります、非常に重大な点でありますので、いまだしくこの点を具体的に明示願ひたいと思ひます。
○藤田委員 町村を管轄いたしておられます国家地方警察は、御承知のやうにすべてが国家公務員であります。また刑事も全部国の刑事であります。府県あるいは市町村議會等の監視監督も何ら受けておらないのであります。この点はあまりに国家的な組織といたしましての色彩が強過ぎるのではないかと。市町村を管轄いたしておられます市町村警察は、これはまた全部が地方公務員である。また費用も東京の警視庁の分に対しては若干の補助の道がありますが、以外は全部町村の費用である。また市町村警察は國の監督というものをふだんは何ら受け

ておりません。ただ非常事態の場合総理の指揮権発動の場合だけでありまして、一面国家的色彩を持つてゐる。警察の処遇の組織といたしましては、自治体的な色彩に過ぎない、かような趣旨だと御承知いただきたいと存じます。

〔委員長 退席、離席委員長代理着席〕

○藤田委員　そこで御尋ねいたしたいのでございますが、この第二条の警察の責任に關連いたしまして、その地域を三十六条に指定してあるのでございまして。御存知のごとく第三十六条には、「都道府県に、都道府県警察を置く。」と都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第二条の責務に任ずる。」とあります。現行法四十条でははつきりと警察維持の主体を明示してあるのであります。この点に關しまして私は三十六条、第二条に關連した規定からいたしますと、どうも都道府県警察は都道府県自治警察にあらずして地域を指定と申しますか、単位地域を三十六条で示してあるのでござい。従つて都道府県警察の名を冠してありますが、実際上は改正案の三十六条は単位地域を示してあるのでございのでありまして、都道府県自治体の警察ではないといふことがこの規定からいふはつきり言えるのではないかと考えておるのであります。この点に關してひとつ御答弁をお願いしたい。

○齋藤（昇）政府委員　この条文は都道府県の区域に都道府県警察を置くといふのはございませんで、都道府県に都道府県警察を置くといふのは、都道府県というのは区域でなく都道府県という団体という趣旨であり

ます。さうでありますからこれは都道府県の自治体警察、かように解釈をいたしておりますので、われ／＼といひましてそのような御疑念がございであるならば都道府県は警察を維持し、その管轄区域内において第二条の責に任ず、さう書いておるの意味はかわらないと考えております。

○藤田委員　これは立法の解釈で、長官のただいまの御説明もできると思いますが、現行法がない場合は、ただいまの御解釈で了承できるのでありますけれども、現行法四十条とわざ／＼表現を大中にかえたその根拠が、今の答弁ではつきりしないのです。小坂大臣の御説明で、あとうる限り今回の警察に自治体警察としての性格を具備せしめる、あとうる限りという一定のわくがあらまして、無条件ではございませんで、その裏をめぐつてみれば三十六条あたりで単に区域内だけの指定をした規定をつつたのじやないかという解釈も出て来るわけでありまして。さういふうに表現を大中にかえられた理由をいま一度御答を願つておきます。

○齋藤（昇）政府委員　これは表現を大中にかえたといふわけではございませんで、われ／＼これを自治体警察として考へておりますのは、この法律によつて國が留保をいたしております権限以外は、一切地方にまかされておるのであります。さればこそ通常の警察の費用は都道府県の負担であります。また警察の機構、都道府県の警察の本部の機構あるいは署を置く場所あるいはその他の警察の組織に關する事柄も、本法において規定しております以上は、一切都道府県の条例をもつて規律をいたしておりますのであります。ま

たこれに従事します公務員地方公務員でありまして、この地方公務員は都道府県の人事委員会あるいは公平委員会の管轄のもとに置かれるものでありまして、さういふ意味からいたしまして、なるほど御指摘のように三十六条の規定のいたし方は、文句をいたしましていただいま仰せになるような意味からであれば、私が先ほど申しますような意味にかえた方が誤解を招くおそれはないかと、ただいまよくやんでおるわけでございます。

○藤田委員　さうしますと、この点に關しましては修正の余地があるといふふうにおかれ／＼は解釈するのでございしますが、この機会に小坂大臣にお伺いしたいのは、午前中の質疑でも申し上げました通り、今回の改正案を警察大臣であります。この長官を中心に末端に至るまで實際上の人事は握られてしまふのであります。さうしますと、戦争前の警察制度は、御存じの通り内務大臣、その下に警保局長が、警務局長というポストは都道府県知事の参謀にすぎなかつたのでございします。非常に強力なる知事といふチエツク機関があつたのであります。今回は警察庁長官から直接警察本部長に参りまして、その外に存在いたしますところの公選された知事といふものは、単に果敢負担の名義においてチエツクできるのみでありまして、そのはにかに關しましては全然権限がございせん。特に午前中も申し上げました通り、この人事権を持たざる官庁のごとき組織といふものはあり得ないのであります。人事を中央に直結いたしま

した警察本部長の、國家權力を背景にした府県における力といふものは非常に強大なものになつて来る、これは必然であります。さうしますと、その都道府県内において選出された公選知事の立場といふものが非常にむづかしいものになつて来まして、この面から地方自治といふものがこわされて行かないか、さういふ点に對する私の懸念に對しまして大臣はどういうふうによつて——この法案ではどうもそのくふうがはつきりいたしません、さういふくふうによつてその点の心配を解消される所存でありますか、お伺いしておきます。

○小坂國務大臣　警察庁長官におきまして事実上の警察大臣となるというお考えがございまして、さういふことではございしますが、私もこの法案につきまして別に御説明申し上げておりますように、警察庁長官はそれの上にこれを管理する國家公安委員会を持つております。この國家公安委員会といふのは非常に民主的な機関である。でございしますから、この國家公安委員会の管理監督のもとに警察庁長官といふものは行動し得るのでございしますから、さうした莫大な権限といふものは長官にはなからう、さうした民主的な規制があろう、さういふことを考へておるのであります。また警察庁長官が府県本部長を任命する、この機能に對しての批判を与える機関がないではないかといふことではございしますが、これまた都道府県公安委員会の罷免勧告権といふものがございまして、常にその府県の住民の意思を代表するといふところの公安委員の監視監督のもとにあるわけであり

ます。またその都道府県公安委員会

は、知事が任命するのでございしますから、いわゆる戦前の制度におきましてさうな、さうした中央からの一人の意思が非常に迅速に、何の批判もなく、全國を席卷し得るということとはあり得ないことである、かように考へております。

○藤田委員　小坂國務大臣の政治感覚の問題でございまして、これは例は適當でないかもしれませんが、先般内務省の先輩である次田大三郎という人が新聞論説にも書いておりましたが、ソ連のベリヤのごとき者が出て参りました、——齋藤さんがさういふふうな大それた計画をされる人柄でないことはよく存じておりますが、かりに權力を持たせた場合におきまして、人間の弱点をいたしまして、私は非常な危険が包蔵されておるのではないかと思つてあります。御存じの通り官庁の組織、運営、管理で一番強いものは人事権であります。さうしますと、公安委員会の罷免勧告権を小坂大臣は非常に過大評価されておりますが、現在の公安委員会制度においてすらやや浮き上つておる、特に都道府県公安委員会のごときはその感を深うしておるのであります。私は最小限、現在の國家公安委員会程度の権限、人事権を持たせておつたならば、私の先ほど來の不安は解消するのであります。ところが總理大臣に人事権は握られてしまひます。しかもこの第四条によつて、公安委員会は権限を持たなくなつた上に、總理大臣の所轄のもとに服するといふような姿でありまして、この点に關しましては、もし小坂大臣のようなお氣持であれば、私はこの際官庁の運営上最も力の重点である人事権、つまり任

責任の明確化という点で、単に国会に
対して公安委員会あるいは警察庁の情
報を伝えるに過ぎない。これは非常に
弱い。かつて岡野国務大臣がメツセン
ジャーボーイと言われたのであります
が、そういう立場に委員長としての国
務大臣はすわるにすぎない。これでは
今回せっかく大改正——改正というよ
りも新法をつくつたようなドラスティ
ックな改正をやられた意味の大半は失
くなるのではないか。能率化、責任化
態勢の確立という二大目標の一半は失

われてしまふのではないか。先ほど来の御答弁を聞いておりますと、ただ委員長というポストに閣務大臣の肩書ですわつていただけで、政見は絶対に入らぬ、何ら自分の意見を述べる機会もない、国会に對してただ説明するといふことでは、わざ／＼閣務大臣が委員長の席にすわる意義は大半なくなつてしまふのではないか。そうすると責任態勢の確立という今回の大改正の目的がなくなるのではないかと思うのであります。が、いま一度その辺のところをお答え願ひたい。

○小坂閣務大臣 警察というものの建前からいまして、片寄つた意思を強制すべきでないといふことは先ほど申し上げた通りでございますが、閣務大臣が常時委員会に出席するといふことによりまして、正しい意味においての意思の疏通をはかつておくといふことは、責任の明確化にならうと思ふのであります。現在でも総務大臣のもとに国家公安委員会が行政上あるわけでございますが、またその意味においての責任というものはあるわけでありまして、何も知らないものをただやぶから格に出されて、責任をとるとかたらぬとかといふことになれば、これは行政の全きを得ない、かように考えるのであります。けさほど申し上げたのでございますが、他にも例がないわけではございません。外資審議会あるいは外為審議会、これは大蔵大臣が会長をして下に委員がある。この委員会の意思というもののについて大蔵大臣として責任を負う、こういうことになつておるのであります。それとまったく同意語であるとは私決して申しませんが、これは警察の職能あるいは大蔵行

政の職能、それ／＼違ふ面があるのであります。が、そうした意味においても常時意思の疏通をはかり、明らかにするといふことが責任の明確化にならう、かように考える次第でございます。

○藤田委員 その常時意思の疏通をはかるという点によつて責任の明確化、この点に私は相当異いものがあると思ふのであります。たとえば選挙のときに際しましては常時に頻りに意思の疏通をはかる、その結果が第一線に反映して来て、国会はその後にしか開かれぬ、そういう結果になることを恐れて私たちはどうしてもこれは自治体警察の色彩をいさしく強くするふうをする必要があるのじやないかと思ふ。そのためには都道府県警察だけに集中した現在の改正案は行き過ぎではないかと考えておるのであります。この点はいずれ修正の段階で考慮いたすことにしたいと思ひます。

○委員長、私さらに質問があります。が、長くなりますので、ほかに先ほどの發言を求められておる方がありますので、本日はこの程度で保留いたしまして、いづれ八日に採決になる際に、八日になりますか、十日になりますか、その機会にまた發言を許していただくといふことで本日は質問を終ります。

○中井委員 了承いたしました。藤田君はその質問を留保し、順位を他の諸君にお譲りになりました。大石ヨシエさん。

○大石委員 小坂さんは新米です。のであまり私は聞きたくないのです。ところが実は私が聞かんとするところは全部藤田先輩がおつしやいました。それ

で私が小坂さんお聞きしたいのは、今回の警察法の改正というものは、日本の一つの革命であるといふのは、日本におります。それに本委員会にまで総務大臣が御出席くださいまして親切丁寧にこれに對して御答弁くださいませんか、全権を握られる者が総務大臣でございます。吉田さんがこゝへ来てなぜ親切丁寧にわれ／＼に説明してくださいますか、あなたはいつ吉田さんをおこへ連れて来てくださいますか、まずそれをお聞きしたい。

○小坂閣務大臣 今回の警察法が革命であるといふ御意見は、私は実はしばしば御説明申し上げております。ようには、この警察法の改正といふものは、終戦以来の新しい警察法をその後施行いたして見まして、非常にとるべきりつぱな改革がなされたと思ひます。けれども、他面においてわが国の事情よりいたしまして修正すべき点を多々見出すものがある。そこで提案理由にも御説明申し上げましたような理由によりまして改正すべきところは改正する、こういう考えでございます。従ひまして國家警察と自治体警察といふものを両方とも白紙に還元いたしまして、府県警察といふことにいたしております。これは、いまさら御説明申し上げるまでもないのでございしますが、要するに根本的な改正と申します。これは今申し上げました趣旨において必要なる改正、かように御了承願ひたいと思ひます。お聞き願ひたい。なお今のような立場におきまして私も全権を持ちまして当委員会に御出席を申し上げ、いかなる御質問に對しましても誠意を持つて、はなはだ至りません。でございますが御答弁を申し上げ

て、御了承を得たいと考えておる次第でございます。なお國家公安委員会の行政組織上の主務大臣といふものは、総務府としての内閣総務大臣であるわけでございます。しかし内閣総務大臣がその権限を担当大臣としての主任大臣、私にまかされておるわけでございます。私にまかされておるわけでございます。承を願ひたい、かように考えておる次第でございます。

○大石委員 しかばもうこの委員会には吉田さんは御出席くださらぬ、さように解釈してよろしゅうございします。

○小坂閣務大臣 はなはだ至りません。者でございますが、私の出席をもちまして総務府と同様にお考えになつていただきたいと思ひます。

○大石委員 あなたが代理ですか、あそこですか。それでは私はお聞きしたいのでございしますが、齋藤さん、あなたはいくらうとす。それでここに警察の責務といふ字がございしますが、私は刑事訴訟法の詳細に關して存じ上げません。これに對して私は説明を求めたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 刑事訴訟法に規定をいたしております警察職員に關します事柄は、これはこの法律案の第二條に關しまして捜査の仕方あるいは被疑者の逮捕の仕方といふものを、人権に反しないようにこういふ方法で捜査を進めたい、逮捕をする際にはこういふ方法で裁判所の許可を得て逮捕をしなればならぬ、そういう手続のことを刑事訴訟法に規定をいたしておるのでございします。

○大石委員 ただいま藤田議員が刑事

訴訟法のことについてちよつとお触れになりましたが、そうするといかなる警察官でも裁判所の判事の判をもらつたら、それはどういふことでも任意出頭を求めることができるのでございしますか、その点をお伺ひしたい。

○齋藤(昇)政府委員 任意出頭は、これは警察のしかるべき権限を持つた者からお願ひをするわけでありまして、これは強制的ではございしません。先ほど藤田委員がおつしやいましたのは任意出頭ではなくて、逮捕の場合――逮捕の場合は警部補以上の警察官で、公安委員会が指定した者でなければ逮捕令状の請求権はないのでございします。

○大石委員 しかば私の言わんとするところは藤田さんがおつしやいましたことと別の観点から聞きますが、公安委員会の任用資格でございします。この公安委員会の任用資格を何ゆへかくのごとく小範圍におきめになつたかといふことをお聞きしたい。

○齋藤(昇)政府委員 現在の警察法による國家地方警察、國家公安委員会の任用資格は、これはきつめて制限をせられておるのでございします。従つてかつて専門的な公務員でなかつた者といふことに相なつております。また都道府県の方は過去十年間に専門的な公務員でなかつた者といふことになつておりますが、これは警察はともすると官僚化する、それを民主的な運営を確保いたしますために、警察の監督責任者であります公安委員は、そういうたいいゆる官僚的な臭みのないものが必要であるといふことで、現在の法律は相当狭く限定をいたしております。しかしながらこの資格の制限はあまりに形式に失して、かえつて適当な

人を公安委員に得ることが不可能な場合もあるという声が一般的でございすので、このたびはこの制限をほんど撤廃をいたしまして、ただ警察官僚化しないという保障だけを残しまして、警察、検察の前歴者でない者ならばだれでもよろしいというふうに広めた次第であります。

○大石委員 お広めになったというたから、範圍をどの程度お広めになったのですか。

○齋藤(昇)政府委員 国家公安委員におきましては、ただいま申しましたように、かつては専門的な国の官吏あるいは地方自治団体の公吏であつた方はこの資格に当てはまらない、任命ができなかつたのでございすが、今度は警察検察の専門家であつた者以外は、だれでもよろしいというふうに広まつたのであります。地方におきましては、過去十年間に国の官吏あるいは地方の公務員であつた者はいけなかつたわけでありすが、今度は警察、検察の経歴者でなければ、きのうまで国の官吏あるいは地方の公務員であつた方でもよろしいというふうに広まるわけでありす。

○大石委員 そうすると元警察官吏であつた、そういうような人はこの中に入らぬのですか。

○齋藤(昇)政府委員 さようであります。

○大石委員 この公安委員というものは一つのでのくぼうである。国家公安委員でもどのくぼうであつて、坊さんかお医者さんがなつておつて、結局は齋藤さんが実権を握つていらつしやる。私が一番心配するのはこの点なんです。総理大臣は権限を持つておる

わ、その下に警察長官がすべての人事権を持つて自由になる。そうすると今は自由党内閣でけつこうでありすが、今度それがひよつとすると共産党になるかもしれない。いまさつきちよつとおつしやいましたか、スターリンが天下をとるといふことになるかもしれない。(笑)そのときに警察法がこうなつておる。そうしたら一体これはどういふことになるのでしょうか、私はそこを心配するのです。社会党左派が天下をとり、今度は共産党がとる、そうするとここにスターリン、ムツツリ、ヒトラー、こんなものが現われてそれを悪用する、これは一体どうなれますか。齋藤さんあなたはどうか思われますか、それを聞かしてくだい。

○齋藤(昇)政府委員 公安委員は無力であつて警察の専門家がこれをロボツトにするというふうにおつしやいます。が、実際はそうではございせん。国家公安委員五人の方を、どんな有能な警察官が警察長官に任命されても、これを手玉にとつてロボツトにするなどといふことはとうていできるものでないといふ思つております。私の過去の経験から申しまして、五人のりつばな公安委員さんを無視するなどということは実際問題としてできるものではない。ことに都道府県にある公安委員といふものは、各府県にそれぞれあるいは各政庁の党籍を持つた方もおられます。いづ／＼な考えを持つた方がおられるわけでありまして、百数十名の都道府県の公安委員さんの目をこまかして、自分の思ふ通りのかつてはうだいな事柄をやるというとはあまりにも天を恐れざる考え方であつて、そういうことはとうてい実施

ができないのであります。従ひまして私はもしただいまおつしやいますような独裁的な考え方を持つた者が警察長官に万一選ばれるということがありまして、たちまちにして罷免をされてしまふであらう、かようにかく信じておるのでございす。

○大石委員 しかし先日ここに聖路加病院の橋本さんとかいう公安委員の方が来ておられましたか、警察のことをいろいろ質問してもその人は何にも知らなかつた。結局でくのぼうであつた。そうするとあなた方はこのでくのぼうを公安委員にお選びになることが最も適當であつてそうして齋藤さんの意のままになる、こういうことだと私は解釈しておりますが、齋藤さんそれよろしいやうにございすか。

○齋藤(昇)政府委員 聖路加病院の院長は私にりつばな方だと思つておりますが、これは国家公安委員ではございせんので、お考え違ひだらうと思ひます。国家公安委員は総理大臣がこの国会の同意を得て任命せられるのでありまして、私もこの公安委員の監督下にあるわけでありす。従ひまして私どもがどういふ公安委員さんがよろしいかといふことは申すべきではないのであります。現在の公安委員といひましたはたとえば総同盟の会長の金正さん、あるいは前日経の社長の小汀さんでありますか、あるいは青木品川白煉瓦の社長でありますか、あるいは弁護士の高野さん、いづれもりつばな方々でありまして、決してさういふ無力な方ではございせん。

○大石委員 そこで不偏不党且つ公平中正を旨とする、こう書いてあります。ところがその例を言いたい。京都

には左派の知事さんがおられます。その左派の知事さんは公正無私でなくちやならない。それはどんなものでよい。それがある特定の政党を支持する。知事でもそうです。しかればどういふような法案が通つたら、吉田さんは吉田天皇になつてすべての権限をあの人が持ちます。そうするとこれはソアツジョになります。齋藤さんはこれをどういふふうにお考えになりますか。知事でさえソアツジョになつていくが、それがどういふふうになるかとムソリ、ヒトラー。今度吉田さんがなくなるかもしれない。これはどうするか。社会党も出るでしよう。これをどうするか。その点を私は聞きたい。私はそれが非常に心配なんです。

○齋藤(昇)政府委員 ただいま知事の政治的不公正といふことをおつしやられたが、少くとも警察法を運用するのに関係いたします者は不偏不党、公平中正を旨としなければならぬのであります。吉田総理の独裁といふお言葉もございしましたが、とにかく国会において選任をせられた総理でありまして、これはムソリ、ヒトラーといふものとは、同じ名前の総理でありまして、その構成の仕方が、日本の国会が健全であります限りは御心配になることはないと考えております。

○大石委員 ところが齋藤さんなかなかそうはいかぬのです。これは次田大三郎さんがおつしやつていらつしやるように、ソヴェエトのベリヤの場合に私は四敵すると思ふ。こういう警察法はひつ込ます必要がある、あなたはど

う考えておるか、こんなもの撤回して自治体警察を現在のままにしておいたらい、いられぬことをして何をしておるか、何ですか、こんなくさつたような法案を出して。

○齋藤(昇)政府委員 次田先輩の論文を非常に御引用になられるようでございますが、先ほど大臣からお述べになりましたように、中央地方に公安委員会の制度があり、そして日本の議会制度が確立しておる以上は、ベリヤが現われる心配はないといふは考えます。

○大石委員 しかれば齋藤さん、せんだつても言つたんですが、国家警察、自治体警察を府県一本にしたら、一体どういふ警察がこれからはわかれ、中間的存在である。そうしてあなたはごまかそうとなさつておる、なか／＼ごまかそうとなさつてもわれ／＼野党はあなたのごまかしには乗りません。これをどうしてくれませんか、現在のままでよろしい、かえる必要はありません。どうします。

○齋藤(昇)政府委員 大石委員も現在の警察法におきましていづ／＼欠陥のある点は御承知の通りだと存じます。従ひましてこのたびの政府の案といひましたは、さういふ欠陥の点をできるだけ是正をいたしまして、そうして国民の少い負担で国民の期待に沿える民主的な警察をつくり上げたいというのが、政府の提案の趣旨でございすので、決して私はごまかすつもりはございせん。意のあるところを了とせられたと思ひます。

○大石委員 今度の総選挙になつたら、とにかく齋藤さんが人事権をすべて握つて、社会党はみな落選して、そうしてまず改進黨さん半分と、それか

ら自由党さん全部が御当選なされると思
う。それでこういう法案を出してわれ
われ勤労大衆の代表を圧迫なさるつも
りで、これを出しになるかと私は思
います。真剣な声を聞かしてほしい。

○齋藤(昇)政府委員 選挙の例をお引
きになられたが、私は警察法案が
この法律の通りに運用されますなら
ば、選挙などにおきましてはどの政党
のためにも最も公平な警察になるであ
ろう、かように考えております。

○大石委員 それはさうです。齋藤さ
ん、そうしたら全国の要所々々に
管区警察本部をお置きになるのです
か。これは何ですか。これはやはり自
由党の全部、改進黨の半分の権を植
つけようとして、こういうものをお置
きになるのです。なぜこの管区本部を
お置きになりますか。これははつきり
聞かしてもらわねとどうにもならぬ。

○齋藤(昇)政府委員 管区本部はし
ば申し上げておきますように、今
日の犯罪対象が非常に広域にまたが
つておりますので、従いまして警察の
連絡調整という面から考えますと、ど
うしてもこういう広域面において連
絡調整に当るものが必要に相なるわけ
でございます。ことに同時多発の大
きな擾乱というような場合を考えま
す、この組織がどうしてもなくてはな
らない、かように考えておるのでござ
います。

○大石委員 そうしたら齋藤さん、こ
れは国家警察であると思つて審議した
らよろしいのです。自治体警察では
ないと私は思う。それでわれ／＼審議
する者はこれは国家警察であるとい
う意味で審議してよろしうございま
す。国家警察なら国家警察とはつきり

言いなさい、そうしたらわれ／＼はそ
ういう意味においてこれを審議しま
す。

○齋藤(昇)政府委員 この点は先般大
石委員にもお答えいたしましたよう
に、都道府県の警察は、これは本体は
どこまでも自治体警察でございますし
て、なるほど国に留保されている監督
権とか、あるいは国からある基準を示
すという場合がありますが、この本来
の性質は自治体警察でございます。

○大石委員 それだつたら小坂さんを
警察担当の大臣に置く必要もなけれ
ば、吉田さんが吉田天皇になる必要も
ない。すべての権限はそういうふう
になつておる、これは一貫して一つの流
れになつておる。これを国家警察とわ
れわれは思つて今後審議いたします。
さう御承知を願ひたいと思ひます
がいかがでございますし、よろし
うございませう。国家警察ですね。

○齋藤(昇)政府委員 さうに御了解
をいただきます。これはまことに困るの
でございます。自治体警察であります
とには間違ひがないのでございます。
ただ国の必要とする最小限度におき
まして、国家公安委員が府県警察につ
きまして指揮監督する面も一部あるわ
けでございます。

○大石委員 そうしたらやはり国家警
察です。それで改進黨の半分と、それ
からわれ／＼左右両派はこれを国家警
察と思つて審議をいたしますから、さ
う御承知を願ひたいと思ひます。こ
れは国家警察です。さう御承知をお
願ひしたいとこちらから特にお願ひ
する次第でございます。

○中井委員 中井徳次郎君。
○中井(徳)委員 きようからは逐条審

議に入つたわけでありませう。従いま
してまた元へもどるようなお話は、私
もいたしましてはなるべく避けたい
い、かように考えております。ただ総
則のことでありますから、原則的な規
定がありませう、多少さういふう
いがあるかもしれませんが、さうい
う意味でお尋ねするのでありますから、
その辺のところは御了承賜りたいと
思ふのであります。まず第一に第三
条でお尋ねをいたします。

第三條はこの法律には「警察の職務
を行うすべての職員は、日本国憲法及
び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中
正にその職務を遂行する旨の服務の宣
誓を行うものとする。」とありませ
うが、この服務の宣誓はどういう形
でやるにございませうか、ちよつと
お尋ねいたします。

○齋藤(昇)政府委員 服務の宣誓は警
察職員に任命をされまことに、任命
者の前で宣誓をするという方針にな
つております。

○中井(徳)委員 今聞きますと任命権
者の前ということになりませうと、た
とえばどういふことになりませうか。府
県の警察隊長が任命されたときには、
この制度による長官の前で宣誓する
のであります。

○齋藤(昇)政府委員 この警察法案に
よりますと、長官に対して宣誓を行う
ということになりませう。

○中井(徳)委員 そういふ面では依然
として私は問題が残ると思ふのであり
ますが、この服務の宣誓の内容について
原案をお持ちでありましたら、ひと
つ発表していただきたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 現在の宣誓の内
容は、国家地方警察の基本規程により

まして次のように規定をされてお
ります。「私は日本国憲法及び法律を忠
実に擁護し、命令を遵守し、その綱領が
警察職務に優先してそれに従ふべき
ことを要求する団体又は組織に加入せ
ず、何ものにもとらわれず、何もの
をも恐れず、何ものをも憎まず、良心
のみに従つて、公正に警察職務の遂行
に當ることを厳粛に誓ひます。」か
うに規定をいたしております。

○中井(徳)委員 今の宣誓は、今度警
察法を改正するつてもその通りおや
りになるおつもりであるかどうか。

○齋藤(昇)政府委員 大体この通り
よろしかうと存じますが、もしこの
法案が通りますならば、さらにこれに
不偏不党という文字を入れる方が、な
お法律に忠実であらうかと考えてお
ります。

○中井(徳)委員 これからは大臣にお
尋ねしたい。大臣は、午前中の説明で
占領下につくつた法律であるから、日
本の実情に沿わないものは改めねば
ならぬと言われましたが、この宣誓とい
う制度は大体日本の実情に合つてお
るものであるかどうか、大臣の御意見を
伺ひたい。

○小坂國務大臣 日本の実情におきま
して宣誓をするということは、現在国
会におきましても、ある種の委員会
で行われておりますし、宣誓をする
という制度は、これにおいて始まつた
ものではございませぬ。私は、この制
度には特に改める必要はない、か
うに考えております。

○中井(徳)委員 今国会においても
つておるし、これは昔はなかつた
ことであつて新しくできた制度であ
るけれども、日本の現状にも合つて
いて、こ

のいい制度は残しておきたいという御
趣旨を私は了解するわけでありませ
うが、この宣誓に違反をいたしますと、
どういふことになりませうか、大臣の御
意見を伺ひたい。

○小坂國務大臣 宣誓に違反したらど
うなるかというよりも、實際その行動
が服務規律違反になる、かようなこと
になります。従つて、適格者としての
資格を喪失する。かように考えます。

○中井(徳)委員 今の答弁では私満足
できないのでありますが、宣誓に違反
をした場合にどうするかという規定が
ないような宣誓というものはありま
す、どこかにさういふ規定があれば教
えてもらひたい。

○齋藤(昇)政府委員 この宣誓に違反
をいたしましたときには、紀律違反と
いたしまして、国家公務員法なり、そ
れらの服務の規定によつて処置をさ
れるわけでありませう。

○中井(徳)委員 その紀律違反につ
いてはどういうところまでの罰則があ
るか、内容をひとつお聞かせいた
したい。

○齋藤(昇)政府委員 これはその重
きに従つて、あるいは懲戒免職になる
こととありませうし、あるいは単に不
適格というところで罷免をされること
になるだらうと思ひます。

○中井(徳)委員 この点、はさうい
う御答弁ではどうもよく納得できな
いのであります。先ほどからも言ひ
ましたように、宣誓の制度というのは
新しい制度でありまして、場合によ
つては、これは儀式のような感じでや
つておる人が非常に多いと、私は日本
の現在の実情において思ふのであり
ます。従つて、先ほど大臣の御答弁のよう

に、国会なんかでも宣誓する、その通りなんです。しかし、それには偽証罪というものがあつて、罰則の規定がちゃんとあるのです。これはこの警察法案の総則において書かれておるのだから、きわめて重要なことだろつと思ふ。それについて、それに違反した場合にまたほかの規則が何かで行く、そういう簡単なやり方ではどうも納得ができない。警察官は任命のときに服務の宣誓をする、これは国民の基本的人權に非常の影響のある重大な職務である、そしてそれに反した場合の罰則は何もない。最近大いに問題になっている教育三法案などの問題についても、政治活動をしたらどうだという刑罰規定まであるのです。これは非常に問題になつておられますが、無理押しに刑罰規定までつづつた。せめて行政罰という話が出たのに強引に通した。この第三案の宣誓は、私は形容詞じやなかろうと思ふのですが、これに違反した場合の法文を何かこの同じ警察法案の中に当然入れるべきだ、かように思ふのです。それでなければ、かように制度を設けても実際の効果はどうであらうかというのを私は申し上げておる。警察官は人を縛る、自分の縛られる方は少い方がよいのだ、そういうえてかつてなものではない。これははつきりひとつ大臣の御意見を伺いたい。

先ほどお答えしたことでございますが、警察庁の職員及び警視正以上の都道府県警察の警察官は国家公務員法によりまして人事院規則の定めるところにより、地方公務員たる都道府県警察の警察職員は地方公務員法によりまして、国家公安委員につきましては第十條の規定によつて国家公務員法が準用されますから、そうした定めによつて服務の宣誓をする義務があるわけでありますから、その義務違反の場合は、先ほど申しましたような公務員としての適格性を失ふということになつて、懲戒解雇をされる、こういうことになると思ひます。

○中井(徳)委員 懲戒解雇だけで、それでよいのですか。その辺のところをちよつと……

○齋藤(昇)政府委員 警察官が職権を濫用いたしました場合には、刑法等において特に職権濫用罪の規定がございます。その他各種の法規によつて処断をさせるわけでございますから、現在警察官の勤務の状況その他から考えまして、さらに何かそういう面で処罰をしなければどうしてもはつておけないというふうな抜けてるところは、ただいまないのではなからうか、かように私どもは考えているのでございます。

○石村委員 小坂さんのたゞいまの御答弁の中に、この職員というのは公安委員も含むという御説明だと聞きました。が、間違ひございませんか。

○小坂國務大臣 その通りであります。

○石村委員 そうしますと、地方の府県の公安委員の罷免の条項にはそんなものはないように思ふのですが、どう

なりますか。

○小坂國務大臣 都道府県公安委員につきましては、第四十一條に規定によりまして地方公務員法が準用されるのであります。

○中井(徳)委員 今の問題はこの程度にいたしておきますが、実際はこの総則が形容詞みたいになることを私は非常におそれてお尋ねをしたわけであり

同じような意味におきまして、第二條、第三條にありますが不偏不党とか、公平中正という言葉、こういうものをたゞ／＼うたうならば、どうしてこの総則の精神によつて下まで貫いて行かなかつたかと非常に私は残念に思ふのであります。先般衆議院月半にわたつて政府当局の説明を聞きますと、たとえば指率の問題とか経済の問題とか、小坂さんはもう結構質問で済んでおるよと思つておられるが、実はちよつともはつきりした解答は出ていないのであります。その不偏不党という面におきまして、ほんとうにこれを通すというならば——公安委員の任命に際してもいかに不偏不党であることとく、一つの政党から二人以上入つてはいけなかつた、それは三人になつたら一人はやめさせるとかいうようなことはありますけれども、大体日本の国情から考へて、日本の現在におきまして、政党内閣に所属しておる人というものは、実は寧ろたるものなのであります。この点について私は少し議論をしたいと思いますのでありますが、現在政府でわかつておるであります、八千五百万の国民のうちで政黨員といふものは一体何人おるのであるか、その

人数の内訳をひとつ知らしていただきたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 各政党の黨員の数を調査したことはございませんので、せつかくてございませうが、お答えの資料を持合せておきます。

○中井(徳)委員 それは警察ではおわかりでないかもしれませうけれども、ほかの機関によつてわかると私は思ひます。これは全国の各市町村において各支部は届出をいたし、おそらくそれはずぐお調べになるとおわかりになると思ひます。自治庁ではわかつておると私は思ひます。その数は非常に少いと思ふのです。おそらく共産黨が一番多くて、何万名か知りませんが、ちよつと十万人を越えることはないだろう。社会黨の左右両派にいたしまして、現実には黨費を納めて、まじめに黨員としてやつておる者は非常に少い。そこで不偏不党ということを書くならば、むしろ政党内閣に属する人、政黨員である者が公安委員の中に入れないといふのが、一番はつきりするのじやないかと私は思ふのです。その場合には憲法違反の問題とか、政党内閣の両柄からいつてそれは行き過ぎであるとかなんとかいふ議論はおそらくあつたと思ふのであります。そのいささつをひとつ聞かしてもらいたし、またそれに対する大臣の常識的な判断を聞かしていただきたい、私はかように思ひます。

○小坂國務大臣 ごく常識的に考へましてこの不偏不党という觀念は、警察制度を運営するそのものの中に存在すべきものであらうと私は考へておるものであります。国家公安委員の任命あるいは都道府県の公安委員の任命におき

まして、そうしたことは良識上当然考へらるべきものであると思ひます。ただこれに特に制限をつけようとするに、たゞいまお述べになりましたような憲法上の疑義というふうな問題もございませうから、これは最大限これ以上はいけない、こういう制限をつけたものであるというふうな考へております。

○中井(徳)委員 この点はどうも表面非常に公平を装つて、実は幾らでも抜け道があるので申し上げるのであります。何黨に属するなどというものは——あなたあした公安委員になつてくれ、よろしい、それじや果議會に諮るから、その日に脱黨届けを出したら何でもないであります。現に全国の自治体でもつて町村合併で大いに選挙をやられておられますが、どうも最近自由黨や進進黨は汚職が一番多いのといふことになると、ほとんどの候補者は無所属である。しかし実際は保守系統のようになつてゐるのであつて、そういう意味からいつて、どうも不偏不党を貫くといふことになれば、今お述べになりましたこれ以上はいけないといふやうなものじやなくて、もう一挙に、公安委員になるときは政党内閣に属してはいけなかつた、はつきりやつた方が実は筋が通るよつに私は思ふのであります。その点について、そうはつきりやれば憲法違反になるのかどうか、ひとつお尋ねをいたしておきたい、かように思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 なるほど中井委員のおつしやいますよつに、政党内閣は公安委員になれないといふことを規定いたしますのは、あるいは警察の不偏不党を維持するゆゑであるかも

わかりませんが、しかし一方において何人も政党の黨員になり得ることは憲法上最も大事なことでございますので、従いまして政党員であるから必ずその政党のために働くであらうという前提はいかがであらうかという点も考えられますし、そこらはほど／＼を考へまして、同一黨員の人があまり過半数を制することになつてもいけないであらうから、まあその辺でチエツクをしておいたらという程度でとどめておるのであります。

○中井(徳)委員　氣持も事はよくわかるのでありますが、不偏不党をはんとうに貫こうということであるならば、日本の現状から考えまして、先ほどのように小坂さんがなるべくそれ以上はいけないうと言つ制限のものとも變連するのですが、法律で規定しても幾らも抜け道のあるようなこういうやり方、これについては、むしろそれを書くのならばもっとはつきりと——公安委員を任命する場合に同一政党から二人以上はいけないうのならば、過去五年間そういう政党に属しておつた者はいけなうとか、過去三年間はいけなうをこまではつきり行かないと、実はこの趣旨は徹底しないと私は思う。この法律では五人の公安委員会が五人とも与党でやろうと思つたらやれますよ。ただ前の日にみんな脱党届けを出しておいたらいい。今は政黨員ではありません、公安委員になるためにわれわれは不偏不党にならなければなりませんから、もう私は政党の黨員であることをやめましたということを簡単に言えがいいのでありまして、制限しようと思うならばそこまで行かなければならない。この縊期の精神を生かすというならば、そこまで行かなければ意

味が無いと実は思ふのであります。この点についてひとつ意見を聞かしてもらいたい。幾らでも法網はくぐれるというような甘いものではない。それからもう一つ、この不偏不党というものをあくまでも貫くというお考えであるならば、これは何回も問題に

なりましたが、長官の任命について私は、今の日本のあり方は政党政治であります。総理大臣はもちろん党人であり党首でありますが、その総理大臣が任命するよりも公安委員会が任命した方が不偏不党であろうと思うのでありますが、この点についてあなた方が責任の明確化——私どもは八十五日間の審議の中で、ちよつとなるほどなと思ひましたのは、責任の明確化が現在の制度であると非常に困る。大義大臣は、私どもに言わせると詭弁であります、何と云うかといいますと、皆さん自身も私の直接の管轄でないところの、たとえば東京部の警視總監の管轄のことまで聞かれるじやないか、あるいは自治体警察の中で起つた事件まで聞かれるじやないか、それは実際は国警担当の大臣としては全然管轄外のことであるけれども、世間はそう思つてゐるでしよう、その常識がとうといひであるというような話でありまして、この点だけは私どももちよつとそうかなと思つたところなのであります、私はそのいうものから行きましたが、私には不偏不党というもののある限りは、ここにあなたの方の案によると国家公安委員会の中に自分の部下のような国務大臣が入つておるのであります。また普通四人も五人もいるわけでありまして、これを通そうと思へば、私はやはり公安委員会の任命とする、これほど

筋の通つたことではないのでありますが、責任の明確化というものはそこまですでやらなければならぬ。それほど自信のない内閣総理大臣というものは私はそう世界にたくさんあるまいと実は思うのでありますが、どうですか、この点もう一度お答え願いたい。

○小坂國務大臣　政黨員であるという
と、非常に政黨意識が強い場合があり
ます。政黨員でないからといって、非
常に不偏不党でない場合もあるのであ
ります。そこで今までの御説明で尽き
ているかと存じますが、國家公安委員
なり都道府県の公安委員を任命いたし
ます場合の基準は、法律にお説みにな
りますごくく書いてあるわけでござい
ます。そこで、それだけでは与黨勢力
によつて自由に左右し得るではない
か、その公安委員の質というものは
かようにでもかえ得るのではないかと
いう御懸念に対しましては、私どもと
いたしましては、それはすべて国会な
りあるいは府県議會なりの同意を得て
任命されるものであるという点をもつ
てお答えを申し上げたいと思うのであ
ります。従来国会におきまして國家公
安委員を任命して御承認を得ます場
合においても、すべて満場一致になつ
ております。こういう任命につきまし
ては、特に表決をもつて争うというよ
うな形では、実はその後の運営の円滑
を期し得ないのでございますから、非
常に黨派的にこの人とは思われるよう
な意識を持つた人の場合は、国会の御
同意を得ます場合にすでに問題にな
るのでございます。そこに中立性の確
保ということが期待されると思うので
ございます。なお責任の明確化という
ことにつきまして、犬養前大臣のお話

を引かれましたが、私もその例は非常にけつこいな例であらうと思つてあります。すべて行政ということは非常に多岐にわたる、また警察行政というものも非常に国家的にも幅の広いものであり、また国家的なものの地方的なもので、すべて含めて警察行政といふのでございますから、そういう意味におきまして、この法律で御審議願つておりますように、総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて警察庁長官を任命するといふことは、これはそういうお考えも一方にあるうかと存じますけれども、私どもとしては不偏不党ということに別に低触するわけでない。ことにチエツク・アンド・バランスの法則が、先ほど申し上げましたように十分働いておりますから、その点につきましてはの懸念はないものと、このように心得ております。

○中井(德)委員 国会で承認します人事の問題については、いつも満場一致で行つてゐるということでありますが、しかしそれはあくまで単にこれまでもの二、三年の経過だけでありまして、非常にまたかわつた内閣ができまして、押し切る場合も出て来る。現に最近も、われ／＼まつたくびつくりしたような法律を運用されよこともあるわけであります。何もそれをやつたからといつて違法じゃないということになると、法律をつくり出すときにはさういう甘い考えでおつくりになつてけるのではないか、かように考えます。不偏不党の問題についてはこれだけただ形容詞的に総則に書いてあるだけで、中へ入つてみると、そうでないような、逆に行けるように解釈できるという、そのことが私どもやかましく申

題であるうと思ふのであります。どうも今の政府は弱のかなめが——国警でもつて形は弱であるが、かなめだけは違ふというようなものがこれをつらぬいております。その点は警察の特殊性であるというような考え方もありましようけれども、先ほどあなたがおつしやつたように、実際の運用においてはうまく行つてゐるというようなことでありますならば、私はたとえば府県の隊長のごときは現に府県の公安委員の任命権を持つにいたしましたも、実際の面においては私はやはりうまく行くだらうと思ふのであります。これは国の警察と全然縁もゆかりもない警察隊長が来るなということとは考えられません。現在地方自治体の他の部面、たとえば土木行政その他の部面におきましては、建設省、厚生省関係におきまして、やはり知事は東京と連絡をしてやつてゐるのであります。実際の面において運用されるというふうなことが答弁として出て参りますと、私たちはそれを並用いたしまして、これではならぬというようなことになるかと思ふのでありますが、これは総論でも大分やかましく言いましたから繰返すしはいたしません。

最後に、第二章の二で、「いやしくも日本國憲法の保障する個人の權利及び自由の干渉におたる等その權限を濫用することがあつてはならない。」と云うありますが、しかし實際の場合に容疑者を逮捕して非常に迷惑をかけて、裁判になる前にこれはもう何でもなかつたというて放免するというようなことが、しばしばあるように聞くわけでありますが、そういう場合の補償とい

うような問題についてはどうなつておりますか。

○齋藤(昇)政府委員 警察あるいは検察で勾留されました、それが無罪になりました場合の補償は、刑事補償法に現在特定の条件のもとに補償が規定をされているのでございます。

○大矢委員 関連して、起訴されて裁判にまわつて、そして無罪になつた場合には国家が賠償しますけれども、警察に二昼夜とめられて、どうも済まなかつたといつて出される者が相当ある、私はよく知つてゐる。それに對して何も無い。しかしこれも神様ではないからあり得ることである。あるいは投書であるとか聞き込みであるとかいうことで、あり得ることだけれども、しかしそれが二へんも三へんも重つても、刑事とか署長とか、これらの人は何らの責任を感じていない。私はこれが大きな問題だと思ふ。私はせんだつて統計を出してくれと言いました、その中に二日間の勾留のものが入つてゐるかどうか知りませんが、検察庁に書類を送らずにそのまま落んでゐる事件が相当ある。これも非常に迷惑してゐる。こういうことが二回、三回重なつた場合に、その刑事なり署長が、どこでやられるかしりませんが、とにかく責任を明らかにしてもらいたい。昔軍隊では軍隊内の憲兵がおりましてそれをやつておつた。ところが今の警察ではそれが少しもない。いくらこんなものを書いたつて、実際上は何にもやつていない。私は実際は幾らでも知つておりますから出しますが、それこそ問題を複雑になりますから出しませんけれども、その点を明らかにしてもらいたい。

○齋藤(昇)政府委員 お説のように起訴され、あとで無罪になつたという場合には賠償の規定があります。そうである場合につきましては、国家が故意または過失によつて損害を与えたといふことになれば、国家賠償法の賠償がある。しかし故意でも過失でもない、警察の常識をもつてやつたのであつたけれども、それが無罪になつた、あるいは起訴されなかつたという場合には、その賠償の規定はありません。そういう賠償のことを新しく法律に設ける必要があるかどうかは十分研究を要する問題であらうと存じます。また警察で検挙したが、その検挙が非常に不当であつたといふような場合には、人事管理面で賞罰を明らかにいたしておるのでございます。しかしながらただた不起訴といふ場合におきまして、以前の起訴猶予といふものも不起訴といふことになつておりますので、犯罪はないとは言えないけれども、刑事政策上起訴を免除するといふ場合もありますので、もし国家賠償を規定するといふことになりまると、非常にむづかしい問題がその間に起つて来るのではなからうかと考へるのであります。

○大矢委員 その故意、過失、不当といふのはだれが認めるのですか。署長がそれを認めるのかどうか知りませんが、自分の部下に、これは故意だつたとか、過失であつたとか不当であつたとかいふことはなかなかきみにくい。一体だれが認めるのか。

それから実際上何にもなくて実に迷惑してゐるのが相当ある。そういうものが重なつたときはどういふ法律でどう処分するのか、ただ身分について懲戒をやるとか、服務規程によつて処置

するといふのではなく、またそれは見違ひだ、間違ひだ、それは過失である、故意でなかつたからといつてそのまゝ見のがされたのでは、取調べを受けた人はどうなるのです。それを私は言ふのです。一体故意、過失、不当といふことはだれが認定して、だれがそういうことの最後の決定をするのか、どういふ慣習があるのか、その点をひとつ……

○齋藤(昇)政府委員 私の申しましたのは、たとえば国家賠償法によりまして、「公務員が、その職務を行うに於いて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えた」場合には国家賠償法の規定がある。この場合に故意または過失の認定はだれがするかといふこととでありまして、故意または過失によつて違法に損害を加へられたと思ふ者が、裁判所に対して賠償の請求をするわけでありまして、その判断は裁判所がやるわけでありまして。

○大矢委員 それではこういうことなので、不当、故意であつたと思ふときには裁判所に訴へ出る。そうしたら裁判所でちゃんと決定して、それで賠償するのだ。しかしそれではあまりに弱い者いじめではないですか。国民が、やられたからといつて一々裁判所に訴へ出なければどうにもならぬ。それが、明らかに二へん、三へんと重ねてやつた刑事、署長は、みづからの良心に訴へて責任をとるべきだ。やつれた者の立場に立つて考へてもらいた

法に基いてもつと——これは私の一つの思ひつきであります。たとえば公安委員に對して言つて行くとか、あるいはそういう場合に事実調べをしてもらう。しかも刑事がこういうことをやつてゐるのはことごとく感情でやつてゐる。場合によつては料理屋に行つて一ぱい飲んで、それらの言ひ分を聞いて、その顔を立てるためにやつたといふことがしばしばある。そういうことを訴へたらだちに懲戒、免職だのと言わず、部署をかえるとかあるいは悪かつたといふことを反省する余地を与へるとか、何とかなければ結局泣き寝入りになつてしまふ。訴訟になつたらそれで打切るといふことは、国民は二三日や三日ひつぱられたことを訴訟で賠償を要求するといふことは事実上できないことだ。できないことをやれといつても、こういう規定があるからといつても私は承服できない。こういうことを機会に、そういうことについてはいわゆる苦情を持つて行くところがあるとか、実際に本人が聞進つた考へを持つてゐるならば、それを解くようにすると、何とか警察官の行き過ぎに対して方法を講ずる必要がないかどうかといふことです。

○齋藤(昇)政府委員 ただいまさうな場合に賠償規定があるかとおつしや上げましたから、私は賠償のことを申し上げたのでありまして、警察といたしましては先般も申し上げましたように、そういう意味の人事管理といふものはまことに大事であります。事件を適切に処理することも大事であります。味の人事管理が大事だといふことを申し上げたのでございます。人事の監督

に當つております者は、公安委員はもちろんのこと、そうでありません幹部の者といひましたも、そういう人事管理面に細心の注意を払い、少しでもそういう苦情を聞けば、それをほんとにどうに確かめてみて、その状態に応じてあるいは戒告を加えて、ふたたび繰返さないようにすると、戒告ではいかぬといふ場合には、今おつしやいますように部署をかえるとかいろいろ賞罰を考へまして、そしていよいよ人権を毀損するやうなものでございまして、努めなければならぬのでございまして。そのようなためには、われわれは監察員の制度を設け、あるいは府界の公安委員の方々におかれまして、できるだけそういつた苦情をお聞きになつて隊長にそれを示されて、それで人事管理の適正を期するように、隊長を指導鞭撻していただくといふことをお願いしてゐる次第でございます。

「委員長退席、離席委員長代理着席」
○門司委員 大矢さんの関連でちよつと聞いておきますが、これはいづれあしたかあさつても逐条審議に移つたときにも聞くつもりでありましたが、問題はこれが組織法だから、結局施行法を出しになる予定ですかどうなのですか。

○齋藤(昇)政府委員 別に施行法は出す予定はいたしてありません。現在ございまして施行関係の法令で今のところ十分やつて行ける、さうに考へております。

○門司委員 そうすると、今の矢さんの関連ですが、御存じのように憲法

の十七条には、明らかに国民の何人も公務員の犯した不法行為に対しては、国または地方公共団体に損害を要求することができるといことが書いてあります。また四十条には抑留あるいは拘禁をされる場合には損害を請求することができ、この四十条を受けたのが一応国家賠償法だと思ふ、ところが前の十七条を受けた法律はないのであります。法律の定めるところにより損害を請求することができるといのが十七条にはつきり書いてある。憲法の四十条の規定を受けた法律はあるが、十七条の規定を受けた法律はないのであります。従つて今のような問題が起つて来ると私は思ふ。だから、これは法務大臣ではございせん小坂さんに聞くのは少しどうかと思ひますけれども、せつかく今そういう意見が出ましたので、関連して一応お聞きしておきたいと思ひますが、警察行政の上でそういうことが一体必要だとお考えになるかどうかということ、ちよつと御答弁願つておきたいと思ひます。

○小坂国務大臣 法律的に申しますと、憲法十七条に基いたものが国家賠償法でございす。憲法四十条に基いたものが刑事補償法、こういうことになつております。ただいまのような場合、これはまことに弱い者いじめと申しますか、職務の濫用によりましてはそういうことになると思ふのであります。そういうことが非常に必要であらう、かように考へております。

○門司委員 ないようにすることはもとより必要なであります。必要なことはわかり切つておりますが、あるの

で困るからお尋ねしておるわけです。憲法の十七条にはつきり「法律の定めるところにより」こう書いてありますから、やはり憲法の条章に基いて法律を定めることが、国の行政の責任を持つておる者の一つの仕事だ、そうして国民の権利を守るべきだ。だから大臣にお聞きしておるは、そういう意味で警察を担当されておる大臣が、時に警察の問題で問題になつておりますので、そういう法律を制定することがいいというお考えがあるかどうかというのを聞いておるので、これから先は法務大臣にお聞きすることが必要だと思ひますが、今警察の立場から問題になりましたので、念のためお聞きしておるのです。

○小坂国務大臣 法律的な立場は法務大臣にひとつお答え願ふことにいたしたいと思ひますが、今述べましたように、憲法の条章を受けての単独の補償関係の法律が一応あるわけでありまして、問題は執行面において、私の警察担当という立場からいいますれば、執行上誤りなきを期する、こういうことを考へております。

○門司委員 どうもそういう答弁では困る。執行上の誤りなきを期すると言われましても、誤りがあるから心配している。執行上の誤りがあればあなたは責任を負いますか。誤りなきを期するというのが、誤りがあるようにと書く人は一人もない、みなないことを念願しておる。

○小坂国務大臣 私はそういう個々の問題についての責任は——これは責任のがれをするわけではございせんが、官制上はないのであります。ただ私も国会議員といたしまして、国民の代表といたしましての立場から、警察行政はそういうことのないようにさせる、これは非常に強く考へておる次第でございす。ただ法律関係でどうかということは、先ほど申し上げたように、一応法律の建前としてはそういうものができておる。他に加えるということがいいか悪いことかというは、これは行き過ぎになりまして、盾の両面が私はあるだらうと思ふのであります。ぜひ保護しなければならぬというものもありまして、またそういうものが非常にルーズになるということとは考へるべきでありますから、そういう点はよく研究してみないと、何とも申し上げられまへん。

○門司委員 法律じやない、憲法にそつて書いてある。そういう法律をこしらえるかどうかということだ。

○小坂国務大臣 憲法に書いてある法律の建前からいいますと、国家賠償法なり刑事補償法なり、こういうものがあるわけでありまして。

○門司委員 その範圍でいいというお考えですか。

○小坂国務大臣 実態を調べてみないと何とも申し上げられまへんと申してはいるのですが、法律関係はこういうものがあるから、職務権限を逸脱することのないように十分注意いたす、これが岡警担当大臣として国会で申し上げる範圍だらうと考へます。

○中井徳委員 私の質問からいいます花が咲いたわけですが、この問題は、小坂大臣が新しいからあるいは御存じないと思ひますが、今の法案は組織法である、それに対して職権を行使する法案が整備されておらぬじやないかというところがずいぶん問題になつたわけだ。どちらを先にすべきか。ぼくたちといたしましては、職権行使の方を先にすべきであると思ふが、どうかというようなことが問題になりまして、ところが今岡警長官の説明によりまして、今は出す意思はないということとでありまして、しかしこれは今会期では出す意思はないというやうなことは出さうと思ふのであります。今警察組織法の改正の場合にも一番疑義を持たれているのは、また昔の警察になるかというやうな心配である。それは八千五百万国民全部の心配です。あなた方はそれは絶対にならぬと言ふが、そういう心配をしてはいる。それをコントロールするためには、私は今の質問を大臣にいたしました結論として、こういうものはあつたり、悪うござんしたと言つてすぐに賠償する。外圍に行けば、交通違反なんかその場で罰金をとつています。そういうやうな形で、大体警察署でもつて一定の予算を組んで、いや済まなかつた、さあ日当五百円というやうな形が警察全体としてぜひ必要だと私は思ふのでちよつとお尋ねしたわけだ。そういう面については私はもつと率直に皆さんのお気持ちを伺つておきたいと思ふのです。

○齋藤(昇)政府委員 ただいま大臣からお答えになりましたように、憲法の十七条に即応して国家賠償法が制定せられ、四十条に即応して刑事補償法が制定せられ、これもまた数年前に制定せられたのであります。その際に、一体起訴された後のものだけでいいか、それから国家賠償法において故意または過失という場合に限るべきかどうか、いろいろの点で御研究になつて、国会で御制定になつたのでございまして、當時いろいろと御研究を願つておつくりをいただきました賠償法なり補償法でありますから、現在はこの程度で適當ではなからうかと政府といたしても考へておるのでございす。また今後いろいろ御意見も伺ひ、研究もしてみたいと思ひます。なお中井委員から、警察行為法というやうなものを早く整備するやうにというお話で、先般もございしましたが、これは何かお考え違いをしていらつしやるんじやなからうかという感じが私はいたすのであります。と申しますのは、今の警察法は警察組織法でございす。警察の職権行使をいたしますには、何らかの法令に従わなければ職権行使ができません。職権によつて人の身体を自由を拘束し、權利を制限するといふのは、これは刑事訴訟法、それから今の警察官等職務執行法、大体これで足りるだらうと考へておるのであります。以前の警察におきましては、治安維持法でなしに、治安警察法、あるいは行政執行法というものがございまして、今の警察官等職務執行法よりもつと広い職権行使の権限を認めておりました。これは適當でないというので、今の新しい刑事訴訟法あるいは警察官等職務執行法にしばつてしまつたのであります。これ以上警察が職務を執行するための権限をふやすために法律を設けよう、かような考へは持つていないのでございす。

○中井徳委員 その点少し誤解があるやうですが、私が申し上げたのは、警察官の職務に対する何もありませんが、原則的に警察というものをひとつ国民の側から考へてもいいということなんでありまして、これは元の原則

にかえりますが、従つて職権行使のそのういふ法案というにつきましても、警察官はこれ以上のことをしてはいかぬとか、これをやつてはいかぬといふ意味の法案ということなんであります。そういう国民の立場を守るといふようなことで、その意味においても現在においてすでにそれがあつたといふことになれば、それはそうかといふことになるわけでありまして、一般国民はそういうことはあまり詳しくは知りません。そういう意味で現在日本がいまだに警察国家になるとか、ならぬとか、非常に心配します根本には、やはりそういうものがあるのじやないかといふふうな考え方があつたのであります。警察から国民を守るというか、そういう形は逆なものであります。職権のやり過ぎを制限するというような意味における何らかの法案が必要ではなからうか、こういう意味なのであります。それが現在の法案の中に全部あるといふことなかつたのであります。が、その辺のところを承りたい。

○齋藤(男)政府委員 お考えのほどは大体ぼんやりわかつたような感じがいたします。なお十分お考えのほどをひとつ個人的に伺わせていただきまして、そうしてこの公の記録に残す必要があれば、また御質問を受けることにいたします。一応よく個人的に十分御趣旨のあるところを承らせていただきたいと思ひます。

○大石委員 そうしたら、私は警察官から被害をこうむつたでしょう。すぐ何とかいふと警察官吏は、公務執行妨害というが、この公務執行妨害の範圍というものはいかなるものであるか、これを私は聞きましょう。

○齋藤(男)政府委員 公務執行妨害は、公務員がその公務を執行しようといふのを、第三者が暴行または脅迫によつてそれをさせない、公務の執行をさせないという場合に公務執行妨害が起るわけでありまして。ある仕事を公務員がしようとするのを暴行あるいは無理に手足を拘束をしてさせないとか、あるいは脅迫をしてさせないといふふうにした場合に、公務執行妨害罪が成立するのであります。

○大石委員 東京都の自治体警察が私のしりをなぐつた。そのとき私が怒つた。彼らいわく、公務執行妨害、自分たちが私のしりをなぐつておつて、そして公務執行妨害であるという。これは自治体警察なるがゆゑにそういうことを言つておるか、同警なるがゆゑにそういうことを言つておるか、公務執行妨害の範圍というものはどんなものであるかといふことを私は再確認したい。

○齋藤(男)政府委員 たゞ公務執行妨害であらうとなからうと、人のおしりをひつぱつたといふことはこれはいけません。これは警察官の職権の濫用でありまして、これは国家地方警察であらうと、自治体警察であるとを問わず、いけないことであります。

○中井(徳)委員 これで質問を終わりますが、一番最初にお尋ねいたしました服務宣誓の内容、これはひとつこの法案の審議中に出していただきたい。かように思ひます。

○瀧尾委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

昭和二十九年五月七日印刷

昭和二十九年五月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局